

役員等の構成の変化などに関する
第17回インターネット・アンケート集計結果
(監査等委員会設置会社版)

平成29年5月10日
公益社団法人 日本監査役協会

目次

総括	5
アンケート実施状況	14
回答会社属性	15
I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について	16
問 1-1 取締役数	16
問 1-2 監査等委員会の委員構成	17
問 1-3-1 社外監査等委員の前職又は現職	18
問 1-3-2 社外監査等委員の兼務社数	19
問 1-4 社内監査等委員の前職	20
問 1-5-1 監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職	21
問 1-5-2 監査等委員以外の社外取締役の兼務社数	22
問 1-6 社外取締役と会社との関係	23
問 1-7 女性役員の数	24
問 1-8 独立役員の出状況	25
問 1-9 執行役員数	26
問 2-1 監査等委員会の委員長・議長	27
問 2-2 監査等委員会における議事案の原案作成者	27
問 3-1 監査等委員会事務局スタッフの有無	28
問 3-2 監査等委員会事務局スタッフの人数	28
問 3-3 監査等委員会事務局スタッフの兼務部署	29
問 3-4 監査等委員会事務局スタッフに対する人事同意権等の有無	30
問 4-1 内部監査部門等のスタッフ数	31
問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職	32
問 4-3 監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無	32
問 4-4 監査等委員会による内部監査部門等への指示等	33
問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け	33
問 4-6 内部監査部門等からの報告（平時）	34
問 4-7 内部監査部門等からの報告（有事）	35
問 4-8 監査等委員会と内部監査部門等との連携①	35
問 4-9 監査等委員会と内部監査部門等との連携②	36
問 5 指名委員会、報酬委員会等に相当する（諮問）機関の設置の有無	36
II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について	37
問 6-1 監査等委員選任議案の有無	37
問 6-2 監査等委員選任議案の決定プロセス	37
問 6-3 監査等委員選任議案への同意の理由	38
問 7-1 退任取締役監査等委員の有無	39

問 7-2	辞任の理由	39
問 7-3	辞任の理由の開示	40
問 8	「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容	40
問 9-1	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無	43
問 9-2	内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目	44
問 9-3	内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機	45
問 9-4	事業報告における内部統制システムの構築・運用状況の開示	45
問 10-1	監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議	46
問 10-2	監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整	46
問 10-3	監査報告書における監査等委員の個別意見の付記	47
問 11-1	決算短信の作成の有無	47
問 11-2	決算短信の取締役会付議状況	47
問 11-3	決算短信の監査の有無	48
問 11-4	決算短信の監査の内容	48
問 12-1	有価証券報告書の作成の有無	49
問 12-2	有価証券報告書の取締役会付議状況	49
問 12-3	有価証券報告書の提出時期	49
問 12-4	有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期	50
問 12-5	有価証券報告書の監査の有無	50
問 12-6	有価証券報告書の監査の内容	51
問 13-1	株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無	52
問 13-2	株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無	52
問 13-3	株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容	53
問 13-4	株主総会における監査等委員会に関連した質問への回答	54
Ⅲ	取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について	55
問 14-1	取締役会の年間の開催数及び議案数	55
問 14-2	取締役会付議事項	55
問 14-3	取締役会の平均所要時間	56
問 14-4	取締役会の運営の変化	57
問 14-5	取締役会出席に際しての事前の情報提供（経路）	58
問 14-6	取締役会出席に際しての事前の情報提供（監査等委員間の伝達）	59
問 14-7	取締役会出席に際しての事前の情報提供（開催日の平均何日前か）	59
問 14-8	取締役会における監査等委員の発言状況	60
問 14-9	取締役会における監査等委員の発言内容	61
問 15-1	取締役会以外で出席する会議	62
問 15-2	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（経路）	63
問 15-3	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（監査等委員間の伝達）	64
問 15-4	経営会議等への出席に際しての事前の情報提供（開催日の平均何日前か）	64
問 15-5	経営会議等における監査等委員の発言状況	64
問 15-6	経営会議等における監査等委員の発言内容	65

問 15-7	経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響	66
問 15-8	出席する委員会	67
問 16-1	個別事象に対する監査等委員の対応	68
問 16-2	社長・経営トップとの対話機会	69
問 16-3	業務執行取締役との情報共有	70
問 16-4	監査等委員でない社外取締役との連携	71
問 16-5	監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度	71
問 17-1	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の有無	72
問 17-2	会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期	72
問 17-3	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無	73
問 17-4	会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期	73
問 17-5	執行部門と会計監査人の折衝状況の把握	74
問 17-6	会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況	74
問 17-7	会計監査人選任議案の決定プロセス	75
問 17-8	会計監査人の選任又は再任	76
問 17-9-1	会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等	76
問 17-9-2	会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼	77
問 17-9-3	会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定	77
問 17-10	会計監査人の評価基準	78
問 18-1	財務報告内部統制報告書の提出会社	79
問 18-2	財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携	80
問 19-1	監査等委員会への報告体制	81
問 19-2	監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制	81
問 19-3	監査等委員会の費用等に係る体制	82
問 19-4	内部通報制度	83
問 19-5	監査等委員会への通報窓口の有無	83
問 20-1	監査等委員の報酬等の制度	84
問 20-2	監査等委員への賞与の支給の有無	84
問 20-3	監査等委員の年額報酬額	85
問 20-4	常勤監査等委員の月額報酬レベル	90
IV	会社法改正の影響について	91
問 21-1	責任限定契約①	91
問 21-2	責任限定契約②	91
V	コーポレートガバナンス・コードへの対応	92
問 22	コーポレートガバナンス・コードによる変化	92

総括

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化について

1. 取締役会をめぐる状況

- 取締役総数平均は全体で9.65人と微減しており、個社の取締役人数は分散の傾向にある。また、社外取締役の平均人数は2.91人と前回より微増している(問1-1)。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では7.76人、指名委員会等設置会社では10.11人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる(監査役(会)設置会社版問1-4②、指名委員会等設置会社版問1-1)。
- 監査等委員以外の社外取締役の前職・現職としては、「会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で26.9%、次に「大株主の役職員」が13.5%となっている。社外監査等委員の場合に最も多かった「公認会計士又は税理士」(25.9%)や「弁護士」(22.9%)は、それぞれ9.4%、12.7%と少なくなっている。「会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で64.6%、監査役(会)設置会社の社外取締役で24.1%となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役(会)設置会社の社外取締役は、「弁護士」や「大株主の役職員」が一定数を占めており、移行前の状況のある程度引き継いでいるものと思われる(問1-5-1、監査役(会)設置会社版問1-5-1、指名委員会等設置会社版問1-8-1)。
- 社外取締役と会社との関係は、独立性の高い項目の中では、「会社と全く無関係」が最も多いが、前回から5.4ポイント減少し37.0%に留まった。一方、「会社の資本・取引関係」が前回から3.3ポイント増加し24.8%に上っている。また「CEO・役員個人の知己・友人」も前回から1.7ポイント増加し15.9%と一定数を占めている。監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「会社の資本・取引関係」が8.9%、「CEO・役員個人の知己・友人」も7.3%であることを考えると独立性が懸念される(問1-6、監査役(会)設置会社版問1-5-2、指名委員会等設置会社版問1-9)。
- 女性役員がいる会社数は、全体で19.6%と前回から4.2ポイント増加しているものの、監査役(会)設置会社とほぼ同じレベルにあり、60.7%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない。なお、内訳としては「非常勤社外の監査等委員」の割合が46.1%と最も高い(一方、監査役(会)設置会社で最も割合が高いのは「社外取締役」が33.9%、指名委員会等設置会社で最も割合が高いのは「非常勤社外の監査委員」が58.3%)。ほとんどが社外役員で社内昇格者は少なく、指名委員会等設置会社と同様、多様性確保のため社外専門家を招いていると見られるが、監査役(会)設置会社では社内取締役が一定数存在している(問1-7、監査役(会)設置会社版問1-6③、指名委員会等設置会社版問1-10③)。
- 独立役員として届け出た社外取締役については、前回同様、ほとんどが監査等委員であることがうかがえるが、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にある(問1-8、監査役(会)設置会社版問1-7②、指名委員会等設置会社版問1-11)。
- 執行役員制度を採用している会社は全体で72.4%であり、全体では監査役(会)設置会社(61.0%)より約10ポイント多いが、傾向には大きな差はない(問1-9、監査役(会)設置会社版問1-8①)。

2. 監査等委員会をめぐる状況

- 監査等委員会の委員長・議長については、社内常勤監査等委員が務めている会社が最も多く、全体で65.3%を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7割近くの社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会設置会社とは異なり、傾向としては社内常勤監査役が7割以上を占める監査役(会)設置会社に近い(問2-1、監査役(会)設置会社版問2-1、指名委員会等設置会社版問2-1)。
- 全体としての監査等委員総数は3.45人、社外監査等委員の構成比は74.8%であり、前回とほぼ同様

で、社外監査役の構成比(全体 58.0%、上場会社 66.7%)よりも多く、社外監査委員の構成比の 77.0%とほぼ同じである。常勤の監査等委員の全体平均人数は 1.06 人と前回より微増(0.08 ポイント)している(問 1-2、監査役(会)設置会社版問 1-1①、指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。

- 社外監査等委員の前職・現職としては、前回同様「公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で 25.9%となった。次に「弁護士」が 22.9%、「会社と無関係な会社の役職員」が 20.8%で続いている。会社法改正に係る経過措置期間中であった前は、非上場会社で「親会社の役職員」が 18.8%あったが、経過措置が終了した今回は 1.4%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「公認会計士又は税理士」、「弁護士」、「会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、「会社と無関係な会社の役職員」、「弁護士」、「公認会計士又は税理士」と順番が異なる(問 1-3-1、監査役(会)設置会社版問 1-2-1、指名委員会等設置会社版問 1-6-1)。
- 社内監査等委員の前職は「監査役」が最も多いが、全体では前回と比較して 15.0 ポイント減少して 49.4%となっている。機関設計変更の際にも、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる(問 1-4)。
- 監査等委員会事務局スタッフを置いている会社は半数を超えているが、前回から 4.4 ポイント減少して 56.2%となっており、全会社区分において減少している。特に大会社以外では 18.5 ポイント減少して半数以下となっている。スタッフの配置が 94.4%の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある(問 3-1、監査役(会)設置会社版問 3-1、指名委員会等設置会社版問 3-1①)。この点は監査等委員会における議事原案作成者にも表れており、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が 9 割を超えるのに対し、監査等委員会設置会社では「社内監査等委員」が最も多く 6 割以上を占めており、「社内監査役」が 7 割弱を占める監査役(会)設置会社に傾向としては近い(問 2-2、監査役(会)設置会社版問 2-2、指名委員会等設置会社版問 2-2)。
- 監査等委員会事務局スタッフの設置状況については、兼任スタッフのみの会社が 7 割弱を占めている。監査役(会)設置会社とほぼ同じであり、専属スタッフは 72.2%の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる(問 3-2①、監査役(会)設置会社版問 3-2①、指名委員会等設置会社版問 3-1)。
- 監査等委員会事務局スタッフの兼務部署については、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から 4.0 ポイント増加し、57.0%となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)設置会社の場合と同様であるが、監査役(会)設置会社の場合とは異なり法務系のスタッフが上場会社、大会社においてそれぞれ 4.7 ポイント、4.4 ポイント増加している。ただし、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあり、内部監査部門系のスタッフとの兼務が圧倒的に多い指名委員会等設置会社とは異なる(問 3-3、監査役(会)設置会社版問 3-3、指名委員会等設置会社版問 3-2)。
- 指名委員会・報酬委員会等に相当する機関については、設置されていない会社が全体の 75.9%と大半を占める。特に非上場会社や大会社以外では 9 割以上が非設置となっており、監査役(会)設置会社と同様の割合となっている(問 5、監査役(会)設置会社版問 5)。

3. 内部監査部門等の体制

- 前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており(全体で 98.7%)、監査役(会)設置会社(87.3%)よりは、指名委員会等設置会社(94.4%)に近い傾向にある(問 4-1、監査役(会)設置会社版問 4-1①、指名委員会等設置会社版問 4-1)。
- 内部監査部門スタッフの平均人数は全体で 4.38 人であり、前回から 0.33 人の減少となっている。指名委員会等設置会社の場合(31.21 人)だけでなく、監査役(会)設置会社の場合(5.00 人)より少ない(問 4-1②、監査役(会)設置会社版問 4-1②、指名委員会等設置会社版問 4-1)。
- 監査等委員による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無について、全体では人事同意権を有する会社の比率が 7.7 ポイント減少して 19.5%となっているものの、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に参与している会社が全体の過半数(53.3%)を占める。監査役(会)

設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、26.5%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は 6.0%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社(38.1%)、指名委員会等設置会社(44.1%)よりも高い比率を示している(問 4-3、監査役(会)設置会社版問 4-3、指名委員会等設置会社版問 4-3)。

- 監査等委員による内部監査部門等への指示等については、過半数の会社において社内規則で権限が規定されており(58.2%)、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 66.2%を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は 34.8%で、指名委員会等設置会社では 73.5%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で 65.1%、指名委員会等設置会社で 79.4%と、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間に位置づけられる(問 4-4、監査役(会)設置会社版問 4-4、指名委員会等設置会社版問 4-4)。
- 内部監査部門等の組織上の位置付けについては、「社長に直属している」が8割以上を占め、大会社以外では 95.0%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では77.0%、指名委員会等設置会社では64.7%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている(問 4-5、監査役(会)設置会社版問 4-5、指名委員会等設置会社版問 4-5)。
- 内部監査部門等からの報告体制については、大半の会社で平時と有事のいずれの場合にも何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する報告がなされているが、有事の場合は、取締役会には報告がなされず、監査等委員会にのみ報告がなされる会社が 15.6%あった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、平時は指名委員会等設置会社では実質的にすべての会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役(会)への報告は78.4%である。また、有事の場合の監査役(会)のみへの報告は 7.6%で、監査委員会のみへの報告は 29.4%であり、監査等委員会設置会社はいずれの場合も中間に位置づけられる(問 4-6、4-7、監査役(会)設置会社版問 4-6、4-7、指名委員会等設置会社版問 4-6、4-7)。
- 監査等委員会と内部監査部門等との連携については、何らかの形で調整を行っている会社が全体の8割以上を占め、合同監査も7割以上の会社で行われている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が最も多いことはいずれの機関設計とも同じであるが、「合同監査を実施することはない」は監査等委員会設置会社では 24.9%、監査役(会)設置会社では 33.7%、指名委員会等設置会社では 47.1%であり、位置付けとしては監査役(会)設置会社と同様と見られる(問 4-8、4-9、監査役(会)設置会社版問 4-8、4-9、指名委員会等設置会社版問 4-8、4-9)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

1. 監査等委員選任議案の決定プロセスへの関与状況

- 監査等委員選任議案の決定プロセスについては、「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で 88.3%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢が合わせて 14.6%であるが、この数値は監査役(会)設置会社の場合とほぼ同じである(問 6-2、監査役(会)設置会社版問 7-2)。
- 選任議案への同意の理由については、「会計・財務に関する知見を有するから」と「弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」全体の71.1%と最も多い。これは、「会社の状況に通じているから」が最も多い監査役(会)設置会社の場合と大きく異なっている(問 6-3、監査役(会)設置会社版問 7-3)。

2. 任期途中における監査等委員の辞任の有無とその理由

- 任期途中での監査等委員の辞任等は、「なかった」会社の比率が監査役(会)設置会社(63.3%)に比べて高い。直近の株主総会で移行した会社を含め移行後 2 年を経過していないことが大きな要因であると思われる(問 7-1、監査役(会)設置会社版問 8-1)。なお、辞任の理由は、「その他一身上の都合に

よるもの」と「辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」が最も多く、全体で 81.9%と大半を占める。回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、監査役(会)設置会社に比べると「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が低く、「辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」の比率が高い。「辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」の比率が高いのは偶然と考えられるが、「執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が低いのは、移行後 2 年の任期が満了する前に職掌を変更することが少ないためと考えられる(問 7-2、監査役(会)設置会社版問 8-2)。

- 辞任の理由の開示については、回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、全体で 40.9%の会社において何らかの形で辞任の理由が開示されており、監査役(会)設置会社の場合に比べて開示が行われている割合が大きい(問 7-3、監査役(会)設置会社版問 8-3)。

3. 事業報告作成をめぐる状況

- 事業報告に「財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者」について記載を行った会社は全体の 95.5%を占めている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では 88.6%、指名委員会等設置会社では 97.0%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている(問 8①、監査役(会)設置会社版問 9-2①、指名委員会等設置会社版問 5①)。また、知見者が 3 名以上いる会社は全体の 55.2%であり、監査役(会)設置会社(43.8%)、指名委員会等設置会社(51.5%)よりも割合が大きい(問 8②、監査役(会)設置会社版問 9-2②、指名委員会等設置会社版問 5①)。知見者としての記載の大半は社外委員であり、特に「非常勤社外監査等委員」が最も多く、7 割以上を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれもほぼ同じ傾向を示している(問 8③、監査役(会)設置会社版問 9-2③、指名委員会等設置会社版問 5②)。
- 知見者の経歴として、合計では「公認会計士・税理士等」が 26.7%と最も多く、「弁護士」が 17.7%、「金融機関経験」が 14.2%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合は金融機関出身者が中心となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「経理・財務部門経験」と「公認会計士・税理士等」の比率が低いことを除けば、傾向に大きな変化はない(問 8④、監査役(会)設置会社版問 9-2④、指名委員会等設置会社版問 5③)。

4. 内部統制システムに係る取締役会決議をめぐる状況

- 内部統制システムに係る取締役会決議について「見直しの決議を行った」が全体の 47.3%と最も多く、「見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が 40.8%で続いている。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であるが、両機関設計と比較すると、「見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない」の比率が高い(11.9%)のが気がかりである(問 9-1、監査役(会)設置会社版問 10-1、指名委員会等設置会社版問 6-1)。
- 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目では、全体で最も多かったのが「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で 67.4%であり、2 番目は「監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」で 63.1%、3 番目は「監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で 62.0%であった。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」、「監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」に相当する項目は、いずれの機関設計とも高い比率を示しているが、その他は機関設計ごとに違いが出てきている(問 9-2、監査役(会)設置会社版問 10-2、指名委員会等設置会社版問 6-2)。

- 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの契機としては、「執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体の 45.5%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問 9-3、監査役(会)設置会社版問 10-3、指名委員会等設置会社版問 6-3)。
- 内部統制システムの構築・運用状況の開示については、「十分に記載されている」が全体の 51.4%と最も多く、「ある程度記載されている」と合わせると全体の 96.5%に達し、監査役(会)設置会社で 95.6%、指名委員会等設置会社の 100%と同じく高い数値を示している。なお、「十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では 53.6%、指名委員会等設置会社では 86.1%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(問 9-4、監査役(会)設置会社版問 10-4、指名委員会等設置会社版問 6-4)。

5. 監査等委員会監査報告作成をめぐる状況

- 監査等委員会監査報告作成に向けて審議を行う回数は、審議回数 1 回の会社が全体で 42.2%と最も多い。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数 1 回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では 2 回が最も多く、監査役(会)設置会社の場合と同様である(問 10-1、監査役(会)設置会社版問 11-1、指名委員会等設置会社版問 7-1)。また、監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整については、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体の 69.1%と最も多くなっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社 67.2%、指名委員会等設置会社 75.0%でそれぞれ最も多い(問 10-2、監査役(会)設置会社版問 11-2、指名委員会等設置会社版問 7-2)。
- 監査報告書に個別意見の付記があった会社は全体の 1.5%とごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(問 10-3、監査役(会)設置会社版問 11-3、指名委員会等設置会社版問 7-3)。

6. 決算短信・有価証券報告書の監査について

- 決算短信の取締役会への付議状況は、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は全体の 95.7%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 96.1%、指名委員会等設置会社では 85.3%となっている(問 11-2、監査役(会)設置会社版問 12-2、指名委員会等設置会社版問 8-2)。一方、有価証券報告書については、「決議事項として付議されている」と「報告事項として付議されている」の合計は全体で 79.5%であり、決算短信の比率には及ばないが、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 75.4%、指名委員会等設置会社では 55.9%となっている(問 11-2、問 12-2、監査役(会)設置会社版問 12-2、問 13-2、指名委員会等設置会社版問 8-2、問 9-2)。
- 監査の実施率については、決算短信が全体で 65.2%、有価証券報告書は全体で 66.5%となっており、ほとんど差はなく、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同じレベルにある(問 11-3、問 12-5 監査役(会)設置会社版問 12-3、問 13-5、指名委員会等設置会社版問 8-3、問 9-5)。
- 有価証券報告書の提出時期について前回から大きな変化はないが、99.2%の会社が定時株主総会終了後に提出しており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問 12-3、監査役(会)設置会社版問 13-3、指名委員会等設置会社版問 9-3)。

Ⅲ 取締役会等の状況と監査等委員会の日常活動について

1. 取締役会の状況等

- 取締役会の年間開催数及び議案数については、すべての区分において開催数及び議案数に目立

った差はない。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役(会)設置会社とは大きな差はないが、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある(問 14-1、監査役(会)設置会社版問 15-1、指名委員会等設置会社版問 12-1)。

- 取締役会の平均所要時間は、「1 時間以上～2 時間未満」が全体の 54.7%と最も多いのは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である。上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は監査役(会)設置会社と同様である(問 14-3、監査役(会)設置会社版問 15-3、指名委員会等設置会社版問 12-2)。
- コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社が上場会社でも 4 割強に留まっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、自己評価を行っている会社が 8 割を超える指名委員会等設置会社とは異なり、監査役(会)設置会社と同様の傾向が見られる(問 14-4、監査役(会)設置会社版問 15-4、指名委員会等設置会社版問 12-3)。
- 取締役会出席に際しての事前の情報提供の経路については、「取締役会事務局など執行側事務局から」が全体の 49.1%と最も多く、次いで「経営幹部から」が 40.8%、「事前に定められた担当取締役から」が 31.9%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「取締役会事務局など執行側事務局から」が、監査役(会)設置会社では 48.3%で、指名委員会等設置会社では 75.0%となっており、監査役(会)設置会社と同様の傾向が見られる。ただし、「特になし」の比率は監査役(会)設置会社に比べ低い。また、事前の監査等委員間の情報伝達は、主に監査等委員会で行われており、「監査役会」と「常勤監査役から」が約 40%で拮抗している監査役(会)設置会社とは異なり、指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(問 14-5、14-6、監査役(会)設置会社版問 15-5、問 15-6、指名委員会等設置会社版問 12-4、問 12-5)。
- 取締役会における発言については、全体の 94.4%の会社で「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役(会)設置会社の 82.7%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の 97.2%とほぼ同じレベルにある。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる(問 14-8、監査役(会)設置会社版問 15-8、指名委員会等設置会社版問 12-7)。
- 取締役会における発言内容として最も多いのは「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、91.9%となっている。次いで、「法令・定款への遵守性」が、75.7%、3 番目は「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で 63.0%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」84.6%、「法令・定款への遵守性」78.3%、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」58.1%となっており、指名委員会等設置会社では「会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」94.4%、「内部統制システムの適切な構築・運用の観点」83.3%、「法令・定款への遵守性」80.6%、となっており、どちらかという監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える。また、「株主に与える影響、株主利益の視点」と「株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役(会)設置会社の場合と同様である(問 14-9、監査役(会)設置会社版問 15-9、指名委員会等設置会社版問 12-8)。

2. 取締役会以外の会議等における監査等委員の対応

- 取締役会以外で監査等委員が出席する会議で最も多いのは「経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の 82.8%となっている。次いで、「各種の委員会」が 58.0%、3 番目は「内部監査部門の監査報告会」で 54.2%となっており、監査役(会)設置会社と比較して傾向に大きな違いはない。「各種の委員会」の内訳で最も多いのは「コンプライアンス委員会」で全体の 71.2%となっており、次いで「リスク管理委員会」が 63.3%である。これは監査役(会)設置会社と同様の傾向で、「コンプライアンス委員会」の全体の比率が 56.5%の指名委員会等設置会社とは異なっている。「指名委員会」「報酬委員会」は、非設置の会社が大半を占めているが(問 5 参照)、両項目とも 5%に満たない監査役(会)設置会社とは異なる(問 15-1、問 15-8、監査役(会)設置会社版問 16-1、問 16-8、指名委員会等設置会社版問 13-1、問 13-8)。

- 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供については、経路、監査等委員間の伝達共に取締役会の場合と同様の傾向となっている(問 15-2、15-3)が、情報提供の時期は、全体的に取締役会の場合に比べ遅く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(問 15-4、監査役(会)設置会社版問 16-4、指名委員会等設置会社版問 13-4)。
- 経営会議等における発言については、「議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が全体の86.2%と最も多く、非上場会社では95.5%、大会社以外では96.7%となっている(問 15-5)。また、発言内容の傾向は取締役会の場合と同様である(問 15-6)。発言状況、発言内容とも監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 16-5、問 16-6、指名委員会等設置会社版問 13-5、問 13-6)。
- 「指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は 0.6%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(問 15-7、監査役(会)設置会社版問 16-7、指名委員会等設置会社版問 13-7)。

3. 監査等委員会の日常活動

- 会社において将来重大な問題に発展するおそれのある事象が起こった場合、監査等委員の対応としては、「当該事象に関する情報の収集に努めた」が81.3%と最も多く、「関係する取締役から事情を聞いた」が 77.8%で続いており、8 割以上の監査等委員が情報収集に努めている。また、「関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 48.5%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に大きな差はない(問 16-1、監査役(会)設置会社版問 17-1、指名委員会等設置会社版問 14-1)。
- 社長・経営トップとの対話機会については、「3~4回」が全体の27.3%と最も多いが、全体的に数値が分散している。非上場会社、大会社以外では相対的に「11回以上」の比率が高く、対話機会の頻度には会社規模が影響しているものと思われる。全体的には、「11回以上」が最も多い点で指名委員会等設置会社とは異なり、どちらかと言えば監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える(問 16-2、監査役(会)設置会社版問 17-2、指名委員会等設置会社版問 14-2)。
- 業務執行取締役との情報共有については、特に情報共有をしていない会社は6.1%であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「業務執行取締役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が61.1%と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない(問 16-3、監査役(会)設置会社版問 17-3、指名委員会等設置会社版問 14-3)。
- 社外取締役との連携については、監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、両機関設計とも「常勤の監査役、監査委員による情報提供もしくは情報交換」が 30%超、「社外の監査役、監査委員による情報提供もしくは情報交換」が 17~25%と高く、また監査役(会)設置会社では、「特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が 36.7%と高いといった差異がある。なお、情報交換等の頻度については、全体的に数値が分散している点は社長・経営トップとの対話機会の場合と同様であるが、情報交換等を行っていない会社が 11.6%ある。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しい(問 16-4、16-5、監査役(会)設置会社版問 17-4、問 17-5、指名委員会等設置会社版問 14-4、問 14-5)。

4. 会計監査人との関係

- 会計監査人の報酬額の同意に際しては 94.2%の会社で担当取締役等執行部門から監査等委員に事前の情報提供があった。監査役(会)設置会社では、ほぼ同じ比率であるが、指名委員会等設置会社では100%となっている(問 17-1、監査役(会)設置会社版問 18-1、指名委員会等設置会社版問 15-1)。会計監査人から情報提供のあった会社は、全体で 82.3%となっており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様で

ある(問 17-3、監査役(会)設置会社版問 18-3、指名委員会等設置会社版問 15-3)。

- 会計監査人の報酬を決定するにあたり、担当取締役等からの情報提供の時期については、全体としては「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 39.8%と最も多いが、続いて多いのは「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」で 34.7%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が監査役(会)設置会社と同じレベルであり、指名委員会等設置会社は 11.1%と低い(問 17-2、監査役(会)設置会社版問 18-2、指名委員会等設置会社版問 15-2)。
- 執行部門と会計監査人の折衝状況につき、「十分把握していた」と「ある程度把握していた」の合計は全体で 92.9%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(問 17-5、監査役(会)設置会社版問 18-5、指名委員会等設置会社版問 15-5)。
- 会計監査人からの情報提供の時期については、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 36.6%と最も多い。監査役(会)設置会社では「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 33.6%と最も多いが、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」と「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が拮抗していることは監査等委員会設置会社と同様である。一方、指名委員会等設置会社では「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 65.5%と飛びぬけて多く、「報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が 10.3%と低くなっている(問 17-4、監査役(会)設置会社版問 18-4、指名委員会等設置会社版問 15-4)。
- 会計監査人選任議案の決定プロセスについては、執行側で主導している会社が前回から 7.5 ポイント増加し、全体で 57.5%と過半数を占めている。監査等委員会側が主導して準備している会社の合計は前回より 1.6 ポイント増加したものの 37.2%に留まっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する」の合計が、監査役(会)設置会社で 33.0%、指名委員会等設置会社で 50.0%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が 27.8%あることを勘案すると、議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高いこととなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(問 17-7、監査役(会)設置会社版問 18-7、指名委員会等設置会社版問 15-7)。
- 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した会社における手続としては、書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が 68.7%となっている。約 3 分の 1 の会社には依頼がないことについては、気がかりなところである。この数値は監査役(会)設置会社と同様であり、指名委員会等設置会社は 45.7%と高くなっている。また、監査等委員会としての対応については、「監査等委員会の決定を書面で提出した」が最も多く、全体の 72.3%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様の傾向である(問 17-9-2、17-9-3、監査役(会)設置会社版問 18-9-2、問 18-9-3、指名委員会等設置会社版問 15-9-2、問 15-9-3)。
- 会計監査人の評価基準については、評価基準を有する会社が全体の 8 割以上となる。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社の比率は、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じレベルにあるが、「会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」が、監査役(会)設置会社では 24.5%と監査等委員会設置会社とあまり変わらないが、指名委員会等設置会社ではゼロである(問 17-10、監査役(会)設置会社版問 18-10、指名委員会等設置会社版問 15-10)。

5. 監査等委員会の監査環境について

- 監査等委員会への報告体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から 8.3 ポイント減少し 50.4%となっている。指名委員会等設置会社では 80.6%であり、監査役(会)設置会社と同じレベルにある。また、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では 16.7%であるのに対し、監査役(会)設置会社と同じレベルの約 4 割存在する(問 19-1、監査役(会)設置会社版問 20-2、指名委員会等設置会社版問 17-1)。
- 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制についても、「体制の構築も運用も十分になされている」が前回から 0.4 ポイント増加して全体で 64.8%となっている。傾向としては監査役(会)設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「体制の構築も運用も十分になされている」が 8 割弱、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 1 割強であるのに対し、「体制の構築も運用も十分になされている」が 6 割前後、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 2 割強存在する(問 19-2、監査役(会)設置会社版問 20-3、指名委員会等設置会社版問 17-2)。
- 監査等委員会の費用等に係る体制については、「体制の構築も運用も十分になされている」は前回から 3.9 ポイント増加して全体で 85.6%と 8 割以上を占め、監査等委員への報告体制、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制よりも多い。「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では 97.2%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の 78.9%を上回っており、監査等委員会設置会社は中間と位置づけられる。3 機関設計とも高い割合を有している(問 19-3、監査役(会)設置会社版問 20-4、指名委員会等設置会社版問 17-3)。
- 監査等委員会が内部通報の窓口になっている会社は全体で 46.9%であり、半数に迫っている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較しても高い比率である(それぞれ 31.4%、41.7%) (問 19-5 監査役(会)設置会社版問 20-6、指名委員会等設置会社版問 17-5)。

IV 会社法改正に伴う各種の対応について

責任限定契約について

- 責任限定契約についての規定を設けている会社が全体の 7 割以上を占める(問 21-1)。
- 実際に責任限定契約を締結している者の属性として、「社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から 1.4 ポイント増加して 91.8%となっている。2 番目に多いのが「社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から 2.1 ポイント増加して 40.6%と 4 割以上に達した。また、3 番目に多いのが「社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で前回から 8.0 ポイント増加して 28.2%であった。「社外取締役(監査等委員以外)」を除き、指名委員会等設置会社と同じ傾向が出ている。「社外取締役(監査等委員以外)」は指名委員会等設置会社で 77.4%と責任限定契約を締結するケースが多い。また、監査役、監査委員を含め、常勤もしくは社内を対象とする会社が増える傾向にある(問 21-2、監査役(会)設置会社版問 24-2、指名委員会等設置会社版問 20-2)。

V. コーポレートガバナンス・コードへの対応について

- コーポレートガバナンス・コードへの対応については、「特に変化はない」は全体で 39.7%であり、過半数の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた何らかの対応がなされている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとする回答の中で具体的に挙げられた選択肢の比率は指名委員会等設置会社ではそれぞれ 60%前後と高く、監査等委員会設置会社と監査役(会)設置会社は、「職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充」は指名委員会等設置会社とほぼ同じレベルにあるが、「株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加」については、指名委員会等設置会社より低い。「取締役会における審議案件の絞り込み」は監査等委員会設置会社への移行理由の一つでもあり、監査等委員会設置会社が 60%を超え指名委員会設置会社と同じレベルにあるのに対し、監査役(会)設置会社は約 20 ポイント低い(問 22、監査役(会)設置会社版問 25、指名委員会等設置会社版問 21)。

アンケート実施状況

実施期間： 平成 29 年 2 月 10 日（金）～3 月 3 日（金）
対 象 者： 当協会会員のうち監査等委員会設置会社 578 社
 （平成 29 年 2 月 9 日時点の会社数）
実施方法： インターネットを利用し、当協会ホームページより1社1回答
回 答 数： 有効回答数 395 社 回答率 68.3%

F1 定時総会前の会社機関構成

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 現在と同じ	-	-	276	69.9%
2. 取締役会＋監査役会＋会計監査人	101	97.1%	115	29.1%
3. 取締役会＋監査役＋会計監査人	1	1.0%	2	0.5%
4. 取締役会＋監査役(業務監査権限あり)	0	0.0%	2	0.5%
5. 取締役会＋監査役(会計監査権限のみ)	0	0.0%	0	0.0%
6. 指名委員会等設置会社	0	0.0%	0	0.0%
7. その他	2	1.9%	0	0.0%
回答社数	104	100.0%	395	100.0%

上場分類別社数

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
上場	91	87.5%	368	93.2%
1. 一部上場	58	55.8%	227	57.5%
2. 二部上場	19	18.3%	76	19.2%
3. 札幌・福岡・セントレックス	1	1.0%	4	1.0%
4. マザーズ	2	1.9%	10	2.5%
5. ジャスダック	11	10.6%	51	12.9%
6. その他上場	0	0.0%	0	0.0%
非上場	13	12.5%	27	6.8%
回答社数	104	100.0%	395	100.0%

会社法上の会社規模別社数

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 大会社	99	95.2%	354	89.6%
2. 大会社以外	5	4.8%	41	10.4%
3. その他	0	0.0%	0	0.0%
回答社数	104	100.0%	395	100.0%

(その他は、協同組合・独立行政法人等であり、大会社/大会社以外の集計からは除外)

純粋持株会社(F3)

	2015年		2016年	
	社数	割合	社数	割合
1. 純粋持株会社である	10	9.6%	41	10.4%
2. 純粋持株会社ではない	94	90.4%	354	89.6%
回答社数	104	100.0%	395	100.0%

I 定時株主総会後の各社の役員等の構成について

問 1-1 取締役数

①取締役平均人数

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
取締役総数	9.99	9.65	10.02	9.72	9.77	8.67	10.06	9.87	8.60	7.68
うち社外取締役数	2.77	2.91	2.76	2.93	2.85	2.67	2.76	2.94	3.00	2.66
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41

・取締役総数平均は、全体で0.34人減少し9.65人、上場会社では0.3人減少し9.72人となっている一方、社外取締役は全体で0.14人増加し2.91人、上場会社では0.16人増加し2.93人となっているが、全体的に前回と大きな変動はない。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、取締役総数平均が監査役(会)設置会社では7.76人、指名委員会等設置会社では10.11人となっている。監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の数値になっているが、監査役の有無や会社の規模といったことによるものと思われる(監査役(会)設置会社版問1-4②、指名委員会等設置会社版問1-1参照)。

②取締役数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1～3人	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
4人	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5人	5	3	4	3	1	0	4	3	1	0
	4.8%	0.8%	4.4%	0.8%	7.7%	0.0%	4.0%	0.8%	20.0%	0.0%
6人	6	19	5	16	1	3	6	13	0	6
	5.8%	4.8%	5.5%	4.3%	7.7%	11.1%	6.1%	3.7%	0.0%	14.6%
7人	6	59	4	50	2	9	5	45	1	14
	5.8%	14.9%	4.4%	13.6%	15.4%	33.3%	5.1%	12.7%	20.0%	34.1%
8人	18	75	16	71	2	4	16	67	2	8
	17.3%	19.0%	17.6%	19.3%	15.4%	14.8%	16.2%	18.9%	40.0%	19.5%
9人	15	71	15	66	0	5	15	63	0	8
	14.4%	18.0%	16.5%	17.9%	0.0%	18.5%	15.2%	17.8%	0.0%	19.5%
10人	10	47	9	46	1	1	10	45	0	2
	9.6%	11.9%	9.9%	12.5%	7.7%	3.7%	10.1%	12.7%	0.0%	4.9%
11～15人	38	107	35	104	3	3	37	105	1	2
	36.5%	27.1%	38.5%	28.3%	23.1%	11.1%	37.4%	29.7%	20.0%	4.9%
16～20人	5	12	3	12	2	0	5	12	0	0
	4.8%	3.0%	3.3%	3.3%	15.4%	0.0%	5.1%	3.4%	0.0%	0.0%
21人以上	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「11～15人」が前回同様最も多いが、全体で9.4ポイント減少して27.1%となっている。移行会社が増え、業種も規模も様々であるため、分散傾向にあると思われる。非上場会社や大会社以外では「7人」の割合が大幅に増加し、最も多くなっている(それぞれ15.4%→33.3%、20.0%→34.1%)。

問 1-2 監査等委員会の委員構成

①監査等委員の平均人数

上段:平均人数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
常勤社内の監査等委員 数	0.75	0.79	0.75	0.79	0.77	0.70	0.78	0.83	0.20	0.44	
	22.3%	22.9%	22.3%	22.9%	23.8%	20.8%	23.1%	23.9%	6.7%	14.0%	
常勤社外の監査等委員 数	0.23	0.27	0.23	0.27	0.23	0.37	0.22	0.25	0.40	0.49	
	6.8%	7.8%	6.8%	7.8%	7.1%	11.0%	6.5%	7.2%	13.3%	15.6%	
常勤の監査等委員数合計	0.98	1.06	0.98	1.06	1.00	1.07	1.00	1.08	0.60	0.93	
	29.2%	30.7%	29.1%	30.7%	31.0%	31.8%	29.7%	31.0%	20.0%	29.5%	
非常勤社内の監査等委員 数	0.09	0.08	0.10	0.08	0.00	0.07	0.09	0.07	0.00	0.12	
	2.7%	2.3%	3.0%	2.3%	0.0%	2.1%	2.7%	2.0%	0.0%	3.8%	
非常勤社外の監査等委員 数	2.29	2.31	2.30	2.31	2.23	2.22	2.28	2.33	2.40	2.10	
	68.2%	67.0%	68.2%	67.0%	69.0%	65.9%	67.7%	67.0%	80.0%	66.7%	
非常勤の監査等委員数合計	2.38	2.38	2.40	2.39	2.23	2.30	2.37	2.40	2.40	2.22	
	70.8%	69.0%	71.2%	69.3%	69.0%	68.2%	70.3%	69.0%	80.0%	70.5%	
社外監査等委員数合計	2.52	2.58	2.53	2.58	2.46	2.59	2.51	2.58	2.80	2.59	
	75.0%	74.8%	75.1%	74.8%	76.2%	76.9%	74.5%	74.1%	93.3%	82.2%	
社内監査等委員数合計	0.84	0.87	0.85	0.87	0.77	0.78	0.87	0.90	0.20	0.56	
	25.0%	25.2%	25.2%	25.2%	23.8%	23.1%	25.8%	25.9%	6.7%	17.8%	
監査等委員数合計	3.36	3.45	3.37	3.45	3.23	3.37	3.37	3.48	3.00	3.15	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・全体としての監査等委員総数は3.45人、社外監査等委員の構成比は74.8%であり、前回とほぼ同様である。なお、社外監査役の構成比(全体 58.0%、上場会社 66.7%)よりも多く(監査役(会)設置会社版問 1-1①参照)、社外監査委員の構成比の 77.0%とほぼ同じである(指名委員会等設置会社版問 1-2 参照)。

・常勤の監査等委員の全体平均人数は1.06人と前回より微増(0.08ポイント)している。

②監査等委員人数別社数

上段:社数 下段:比率		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
監査等委員人数	1名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2名	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
		0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%
	3名	74	265	63	242	11	23	69	229	5	36
		71.2%	67.1%	69.2%	65.8%	84.6%	85.2%	69.7%	64.7%	100.0%	87.8%
	4名	23	93	22	91	1	2	23	89	0	4
		22.1%	23.5%	24.2%	24.7%	7.7%	7.4%	23.2%	25.1%	0.0%	9.8%
	5名	7	27	6	26	1	1	7	26	0	1
		6.7%	6.8%	6.6%	7.1%	7.7%	3.7%	7.1%	7.3%	0.0%	2.4%
	6名以上	0	9	0	8	0	1	0	9	0	0
		0.0%	2.3%	0.0%	2.2%	0.0%	3.7%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・前回同様監査等委員の人数が3名の会社が最も多いが、全体で4.1ポイント減少して67.1%となっている。全体的には4名以上会社の比率が増加傾向にあり、前回は該当がなかった「6名以上」が全体で9社あった。

問 1-3-1 社外監査等委員の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 親会社の役職員	7 2.7%	11 1.1%	1 0.4%	10 1.1%	6 18.8%	1 1.4%	7 2.8%	10 1.1%	0 0.0%	1 0.9%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	5 1.9%	14 1.4%	4 1.7%	12 1.3%	1 3.1%	2 2.9%	3 1.2%	13 1.4%	2 14.3%	1 0.9%
3. 大株主の役職員	8 3.1%	35 3.4%	8 3.5%	32 3.4%	0 0.0%	3 4.3%	8 3.2%	32 3.5%	0 0.0%	3 2.8%
4. 取引銀行の役職員	20 7.6%	74 7.3%	20 8.7%	73 7.7%	0 0.0%	1 1.4%	19 7.7%	69 7.6%	1 7.1%	5 4.7%
5. 取引先の役職員	11 4.2%	55 5.4%	8 3.5%	51 5.4%	3 9.4%	4 5.7%	11 4.4%	49 5.4%	0 0.0%	6 5.7%
6. 会社と無関係な会社の役職員	48 18.3%	212 20.8%	44 19.1%	191 20.1%	4 12.5%	21 30.0%	45 18.1%	179 19.6%	3 21.4%	33 31.1%
7. 公認会計士又は税理士	71 27.1%	264 25.9%	64 27.8%	247 26.0%	7 21.9%	17 24.3%	67 27.0%	237 26.0%	4 28.6%	27 25.5%
8. 弁護士	51 19.5%	233 22.9%	44 19.1%	220 23.2%	7 21.9%	13 18.6%	47 19.0%	215 23.5%	4 28.6%	18 17.0%
9. 大学教授	9 3.4%	41 4.0%	9 3.9%	38 4.0%	0 0.0%	3 4.3%	9 3.6%	36 3.9%	0 0.0%	5 4.7%
10. 官公庁	15 5.7%	26 2.6%	13 5.7%	24 2.5%	2 6.3%	2 2.9%	15 6.0%	26 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
11. その他	17 6.5%	54 5.3%	15 6.5%	51 5.4%	2 6.3%	3 4.3%	17 6.9%	47 5.1%	0 0.0%	7 6.6%
合計人数	262 100.0%	1,019 100.0%	230 100.0%	949 100.0%	32 100.0%	70 100.0%	248 100.0%	913 100.0%	14 100.0%	106 100.0%

- ・前回同様「7. 公認会計士又は税理士」が最も多く、全体で25.9%となった。これに「8. 弁護士」が22.9%、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が20.8%で続いている。
- ・会社法改正に係る経過措置期間中であった前回は、非上場会社で「1. 親会社の役職員」が18.8%あったが、経過措置が終了した今回は1.4%となっている。一方、「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多い点が上場会社と大きく異なる。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では社外監査役の現職もしくは前職が社外監査等委員と同様に「7. 公認会計士又は税理士」、「8. 弁護士」、「6. 会社と無関係な会社の役職員」の順になっているのに対し、指名委員会等設置会社では、社外監査委員の現職もしくは前職が「6. 会社と無関係な会社の役職員」、「8. 弁護士」、「7. 公認会計士又は税理士」と順番が異なる(監査役(会)設置会社版問 1-2-1、指名委員会等設置会社版問 1-6-1参照)。

問 1-3-2 社外監査等委員の兼務社数(第 17 回新設)

上段:人数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
0 社	562	526	36	505	57
	55.2%	55.4%	51.4%	55.3%	53.8%
1 社	255	243	12	232	23
	25.0%	25.6%	17.1%	25.4%	21.7%
2 社	110	100	10	101	9
	10.8%	10.5%	14.3%	11.1%	8.5%
3 社	44	38	6	39	5
	4.3%	4.0%	8.6%	4.3%	4.7%
4 社	31	28	3	26	5
	3.0%	3.0%	4.3%	2.8%	4.7%
5 社以上	17	14	3	10	7
	1.7%	1.5%	4.3%	1.1%	6.6%
合計人数	1,019	949	70	913	106
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 全体で半数以上(55.2%)の社外監査等委員が兼務先を持っていない。
- 監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体で社外監査役の半数以上(52.8%)が兼務先を持っておらず、88.9%が兼務先2社までとなっているのに対し、社外監査委員の場合は 39.8%が兼務先を持っておらず、85.9%が兼務先2社までとなっている(監査役(会)設置会社版問 1-2-2、指名委員会等設置会社版問 1-6-2 参照)。傾向としては監査役(会)設置会社に近い数値が出ている。

問 1-4 社内監査等委員の前職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 会長・副会長	1 1.1%	2 0.6%	1 1.3%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
2. 社長	0 0.0%	6 1.8%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	1 4.8%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	1 4.3%
3. 副社長	0 0.0%	5 1.5%	0 0.0%	4 1.2%	0 0.0%	1 4.8%	0 0.0%	5 1.6%	0 0.0%	0 0.0%
4. 専務・常務	8 9.2%	34 9.9%	6 7.8%	33 10.3%	2 20.0%	1 4.8%	8 9.3%	33 10.3%	0 0.0%	1 4.3%
5. 上記 1~4 以 外の取締役	7 8.0%	40 11.7%	6 7.8%	36 11.2%	1 10.0%	4 19.0%	7 8.1%	36 11.3%	0 0.0%	4 17.4%
6. 監査役	56 64.4%	169 49.4%	51 66.2%	162 50.5%	5 50.0%	7 33.3%	55 64.0%	161 50.5%	1 100.0%	8 34.8%
7. 執行役(員)	5 5.7%	32 9.4%	4 5.2%	31 9.7%	1 10.0%	1 4.8%	5 5.8%	30 9.4%	0 0.0%	2 8.7%
8. 相談役・顧問・ 嘱託	1 1.1%	3 0.9%	1 1.3%	3 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	2 0.6%	0 0.0%	1 4.3%
9. 監査関係部長 等	2 2.3%	14 4.1%	1 1.3%	13 4.0%	1 10.0%	1 4.8%	2 2.3%	12 3.8%	0 0.0%	2 8.7%
10. 監査関係以 外の部長等	5 5.7%	25 7.3%	5 6.5%	22 6.9%	0 0.0%	3 14.3%	5 5.8%	22 6.9%	0 0.0%	3 13.0%
11. その他	2 2.3%	12 3.5%	2 2.6%	10 3.1%	0 0.0%	2 9.5%	2 2.3%	11 3.4%	0 0.0%	1 4.3%
合計人数	87 100.0%	342 100.0%	77 100.0%	321 100.0%	10 100.0%	21 100.0%	86 100.0%	319 100.0%	1 100.0%	23 100.0%

・「6. 監査役」が最も多いが、全体では前回と比較して15.0ポイント減少して49.4%となっている。機関設計変更の際にも、監査役以外の役職者が監査等委員に選任されるケースが増えつつあることがうかがえる。

問 1-5-1 監査等委員以外の社外取締役の前職又は現職

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 親会社の役職員	4 8.2%	23 9.4%	2 4.9%	22 9.5%	2 25.0%	1 7.7%	4 8.9%	23 9.8%	0 0.0%	0 0.0%
2. 親会社以外のグループ会社の役職員	0 0.0%	9 3.7%	0 0.0%	9 3.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 3.8%	0 0.0%	0 0.0%
3. 大株主の役職員	3 6.1%	33 13.5%	3 7.3%	32 13.8%	0 0.0%	1 7.7%	3 6.7%	31 13.2%	0 0.0%	2 18.2%
4. 取引銀行の役職員	1 2.0%	7 2.9%	1 2.4%	7 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 3.0%	1 25.0%	0 0.0%
5. 取引先の役職員	5 10.2%	25 10.2%	4 9.8%	25 10.8%	1 12.5%	0 0.0%	5 11.1%	23 9.8%	0 0.0%	2 18.2%
6. 会社と無関係な会社の役職員	13 26.5%	66 26.9%	11 26.8%	61 26.3%	2 25.0%	5 38.5%	12 26.7%	63 26.9%	1 25.0%	3 27.3%
7. 公認会計士又は税理士	5 10.2%	23 9.4%	4 9.8%	22 9.5%	1 12.5%	1 7.7%	4 8.9%	22 9.4%	1 25.0%	1 9.1%
8. 弁護士	5 10.2%	31 12.7%	4 9.8%	28 12.1%	1 12.5%	3 23.1%	4 8.9%	28 12.0%	1 25.0%	3 27.3%
9. 大学教授	7 14.3%	15 6.1%	6 14.6%	14 6.0%	1 12.5%	1 7.7%	7 15.6%	15 6.4%	0 0.0%	0 0.0%
10. 官公庁	5 10.2%	3 1.2%	5 12.2%	3 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	5 11.1%	3 1.3%	0 0.0%	0 0.0%
11. その他	1 2.0%	10 4.1%	1 2.4%	9 3.9%	0 0.0%	1 7.7%	1 2.2%	10 4.3%	0 0.0%	0 0.0%
合計人数	49 100.0%	245 100.0%	41 100.0%	232 100.0%	8 100.0%	13 100.0%	45 100.0%	234 100.0%	4 100.0%	11 100.0%

- ・「6. 会社と無関係な会社の役職員」が最も多く全体で 26.9%、次に「3. 大株主の役職員」が 13.5%となっている。
- ・社外監査等委員の場合に最も多かった「7. 公認会計士又は税理士」(25.9%)や「8. 弁護士」(22.9%)は、それぞれ 9.4%、12.7%と少なくなっている(問 1-3-1 参照)。
- ・「会社と無関係な会社の役職員」の比率は指名委員会等設置会社の監査委員以外の社外取締役で 64.6%、監査役(会)設置会社の社外取締役で 24.1%となっており、それぞれ最も多いが、監査委員以外の社外取締役がすべての機関設計において最多となっている。監査等委員以外の社外取締役や監査役(会)設置会社の社外取締役は、「8. 弁護士」や「3. 大株主の役職員」が一定数を占めており、移行前の状況のある程度引き継いでいるものと思われる(指名委員会等設置会社版問 1-8-1、監査役(会)設置会社版問 1-5-1 参照)。

問 1-5-2 監査等委員以外の社外取締役の兼務社数(第 17 回新設)

上段:人数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
0 社	97	92	5	95	2
	45.5%	46.0%	38.5%	46.1%	28.6%
1 社	51	49	2	50	1
	23.9%	24.5%	15.4%	24.3%	14.3%
2 社	28	25	3	27	1
	13.1%	12.5%	23.1%	13.1%	14.3%
3 社	20	18	2	18	2
	9.4%	9.0%	15.4%	8.7%	28.6%
4 社	5	5	0	5	0
	2.3%	2.5%	0.0%	2.4%	0.0%
5 社以上	12	11	1	11	1
	5.6%	5.5%	7.7%	5.3%	14.3%
合計人数	213	200	13	206	7
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 社外監査等委員の場合と同様、兼務先を持たない監査等委員以外の社外取締役の割合が最も多く、兼務先の数が2社までがほとんどである。
- 監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社外監査等委員の場合と同様、傾向としては監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 1-5-3、指名委員会等設置会社版問 1-8-2 参照)。

問 1-6 社外取締役と会社との関係

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. CEO・役員の個人的知己・友人	41 14.2%	183 15.9%	37 14.7%	164 15.2%	4 10.8%	19 26.4%	38 13.9%	151 14.5%	3 20.0%	32 29.4%
2. CEO・役員の血縁者	1 0.3%	5 0.4%	1 0.4%	5 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	4 0.4%	0 0.0%	1 0.9%
3. 会社の資本・取引関係	62 21.5%	285 24.8%	50 19.9%	269 25.0%	12 32.4%	16 22.2%	59 21.6%	270 25.9%	3 20.0%	15 13.8%
4. 日本経団連等財界活動	0 0.0%	13 1.1%	0 0.0%	13 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 1.2%	0 0.0%	0 0.0%
5. 学者等著名人(書籍・マスコミ)	4 1.4%	17 1.5%	3 1.2%	17 1.6%	1 2.7%	0 0.0%	3 1.1%	16 1.5%	1 6.7%	1 0.9%
6. 日本弁護士連合会等	23 8.0%	91 7.9%	20 8.0%	89 8.3%	3 8.1%	2 2.8%	22 8.1%	83 8.0%	1 6.7%	8 7.3%
7. その他諸団体	18 6.3%	34 3.0%	18 7.2%	34 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	18 6.6%	34 3.3%	0 0.0%	0 0.0%
8. 人材派遣業等の紹介	1 0.3%	20 1.7%	1 0.4%	16 1.5%	0 0.0%	4 5.6%	1 0.4%	13 1.2%	0 0.0%	7 6.4%
9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係	122 42.4%	426 37.0%	109 43.4%	399 37.0%	13 35.1%	27 37.5%	115 42.1%	386 37.1%	7 46.7%	40 36.7%
10. その他	16 5.6%	76 6.6%	12 4.8%	72 6.7%	4 10.8%	4 5.6%	16 5.9%	71 6.8%	0 0.0%	5 4.6%
合計人数	288 100.0%	1,150 100.0%	251 100.0%	1,078 100.0%	37 100.0%	72 100.0%	273 100.0%	1,041 100.0%	15 100.0%	109 100.0%

・「9. 上記1-8に該当せず会社と全く無関係」が最も多いが、前回から5.4ポイント減少し37.0%に留まった。一方、「3. 会社の資本・取引関係」が前回から3.3ポイント増加し24.8%に上っている。また「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も前回から1.7ポイント増加し15.9%と一定数を占めている。監査役(会)設置会社と比べると低い数値であるが、指名委員会等設置会社の場合は、「3. 会社の資本・取引関係」が8.9%、「1. CEO・役員の個人的知己・友人」も7.3%であることを考えると独立性が懸念される(監査役(会)版問1-5-2、指名委員会等設置会社版問1-9参照)。

問 1-7 女性役員の人数

①女性役員の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	総会前	総会后								
女性役員がいる	59	75	53	68	6	7	52	65	7	10
	15.4%	19.6%	14.8%	19.0%	23.1%	26.9%	15.1%	18.8%	18.4%	26.3%
女性役員は いない	324	308	304	289	20	19	293	280	31	28
	84.6%	80.4%	85.2%	81.0%	76.9%	73.1%	84.9%	81.2%	81.6%	73.7%
回答社数	383	383	357	357	26	26	345	345	38	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・定時株主総会前と比較し、「女性役員がいる」が4.2ポイント増加しているものの、監査役(会)設置会社とほぼ同じレベルにあり、69.4%に上っている指名委員会等設置会社に比べると多様化が進んでいない((監査役(会)版問 1-6①、指名委員会等設置会社版問 1-10①参照)。また、上場会社における比率が全体よりも低くなっている。

②女性役員数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	総会前	総会后								
0人	324	308	304	289	20	19	293	280	31	28
	84.6%	80.4%	85.2%	81.0%	76.9%	73.1%	84.9%	81.2%	81.6%	73.7%
1人	49	62	43	55	6	7	42	53	7	9
	12.8%	16.2%	12.0%	15.4%	23.1%	26.9%	12.2%	15.4%	18.4%	23.7%
2人	9	12	9	12	0	0	9	11	0	1
	2.3%	3.1%	2.5%	3.4%	0.0%	0.0%	2.6%	3.2%	0.0%	2.6%
3人以上	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
回答社数	383	383	357	357	26	26	345	345	38	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・女性役員を複数置く会社は、定時株主総会後は微増して全体で3.4%となっている。

③女性役員の属性

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2016年		2016年		2016年		2016年		2016年	
	総会前	総会后								
1. 社外取締役 (監査等委員 以外)	13	13	12	13	1	0	13	13	0	0
	18.6%	14.6%	18.8%	15.9%	16.7%	0.0%	20.6%	16.7%	0.0%	0.0%
2. 業務執行 取締役	22	26	20	23	2	3	20	23	2	3
	31.4%	29.2%	31.3%	28.0%	33.3%	42.9%	31.7%	29.5%	28.6%	27.3%
3. 常勤社内の監 査等委員(監査 役、監査委員)	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	1.4%	1.1%	1.6%	1.2%	0.0%	0.0%	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%
4. 常勤社外の監 査等委員(監査 役、監査委員)	4	4	4	4	0	0	4	3	0	1
	5.7%	4.5%	6.3%	4.9%	0.0%	0.0%	6.3%	3.8%	0.0%	9.1%
5. 非常勤社内の 監査等委員(監 査役、監査委員)	4	4	3	3	1	1	3	3	1	1
	5.7%	4.5%	4.7%	3.7%	16.7%	14.3%	4.8%	3.8%	14.3%	9.1%
6. 非常勤社外の 監査等委員(監 査役、監査委員)	26	41	24	38	2	3	22	35	4	6
	37.1%	46.1%	37.5%	46.3%	33.3%	42.9%	34.9%	44.9%	57.1%	54.5%
合計人数	70	89	64	82	6	7	63	78	7	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「6. 非常勤社外の監査等委員」の割合が 46.1%と最も多く、指名委員会等設置会社の監査委員と同じ傾向を示している(指名委員会等設置会社では 58.3%)。一方、監査役(会)設置会社では「社外取締役」が 33.9%と最も多くなっている。

・ほとんどが社外役員で社内昇格者は少なく、指名委員会等設置会社と同様、多様性確保のため社外専門家を招いていると見られるが、監査役(会)設置会社では社内取締役が一定数存在している(監査役(会)設置会社版問 1-6③、指名委員会等設置会社版問 1-10③参照)。

問 1-8 独立役員の届出状況

①独立役員届出人数(上場会社)

(社数)	全体(上場会社)				大会社				大会社以外			
	2015年		2016年		2015年		2016年		2015年		2016年	
届け出あり	91	100.0%	364	98.9%	89	100.0%	338	99.1%	2	100.0%	26	96.3%
1人	12	13.2%	23	6.3%	12	13.5%	21	6.2%	0	0.0%	2	7.4%
2人	44	48.4%	165	44.8%	43	48.3%	152	44.6%	1	50.0%	13	48.1%
3人	26	28.6%	125	34.0%	25	28.1%	119	34.9%	1	50.0%	6	22.2%
4人	6	6.6%	39	10.6%	6	6.7%	35	10.3%	0	0.0%	4	14.8%
5人	3	3.3%	8	2.2%	3	3.4%	7	2.1%	0	0.0%	1	3.7%
6人以上	0	0.0%	4	1.1%	0	0.0%	4	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
届け出なし	0	0.0%	4	1.1%	0	0.0%	3	0.9%	0	0.0%	1	3.7%
回答社数	91	100.0%	368	100.0%	89	100.0%	341	100.0%	2	100.0%	27	100.0%

②独立役員届出人数平均(上場会社)

(平均人数)	全体(上場会社)		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
監査等委員	2.19	2.23	2.18	2.23	2.50	2.22
監査等委員以外の社外取締役	0.19	0.39	0.20	0.40	0.00	0.26
届出人数合計	2.38	2.62	2.38	2.63	2.50	2.48

・前回同様、独立役員として届け出られた役員のほとんどが監査等委員であることがうかがえるが、監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社とは異なる傾向にある(監査役(会)設置会社版問 1-7②、指名委員会等設置会社版問 1-11 参照)。

問 1-9 執行役員数(第 17 回新設)

①執行役員制度導入状況別社数

上段:社数 下段:比率	2016年					
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外	
執行役員制度あり	286	272	14	261	25	
	72.4%	73.9%	51.9%	73.7%	61.0%	
	取締役兼務者あり	182	176	6	171	11
	46.1%	47.8%	22.2%	48.3%	26.8%	
取締役兼務者なし	104	96	8	90	14	
	26.3%	26.1%	29.6%	25.4%	34.1%	
執行役員制度なし	109	96	13	93	16	
	27.6%	26.1%	48.1%	26.3%	39.0%	
回答社数	395	368	27	354	41	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・執行役員制度を採用している会社は全体で 72.4%、上場会社では 73.9%となっている。全体では監査役(会)設置会社(61.0%)より約 10 ポイント多いが、傾向には大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 1-8①)。

②執行役員数平均

(人数)		2016年				
		全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
執行役員制度がある会社(全体)	執行役員総数平均	9.96	9.81	12.86	10.46	4.72
内、取締役兼務者のいる会社	執行役員総数平均	12.80	12.33	26.67	13.16	7.18
	内 取締役兼務数平均	4.49	4.45	5.83	4.58	3.18

・執行役員の平均人数は 9.96 人であり、監査役(会)設置会社(10.30 人)とほとんど差はない(監査役(会)設置会社版問 1-8②)。

問 2-1 監査等委員会の委員長・議長

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 社外常勤監査等委員	34 32.7%	92 23.3%	29 31.9%	83 22.6%	5 38.5%	9 33.3%	31 31.3%	72 20.3%	3 60.0%	20 48.8%
2. 社外非常勤監査等委員		39 9.9%		35 9.5%		4 14.8%		36 10.2%		3 7.3%
3. 社内常勤監査等委員	69 66.3%	258 65.3%	61 67.0%	244 66.3%	8 61.5%	14 51.9%	67 67.7%	240 67.8%	2 40.0%	18 43.9%
4. 社内非常勤監査等委員		5 1.3%		5 1.4%		0 0.0%		5 1.4%		0 0.0%
5. 未定	1 1.0%	1 0.3%	1 1.1%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	104 100.0%	395 100.0%	91 100.0%	368 100.0%	13 100.0%	27 100.0%	99 100.0%	354 100.0%	5 100.0%	41 100.0%

- ・社内常勤監査等委員が監査等委員会の委員長・議長を務めている会社が最も多く、全体で65.3%を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、7割近くの社外監査委員が委員長・議長を務める指名委員会等設置会社とは異なっており、傾向としては社内常勤監査役が7割以上を占める監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 2-1、指名委員会等設置会社版問 2-1 参照)。

問 2-2 監査等委員会における議事の原案作成者(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 社内監査等委員	70 67.3%	260 65.8%	61 67.0%	243 66.0%	9 69.2%	17 63.0%	70 70.7%	241 68.1%	0 0.0%	19 46.3%
2. 社外監査等委員		27 26.0%		101 25.6%		23 25.3%		93 25.3%		4 30.8%
3. 監査等委員会事務局	31 29.8%	109 27.6%	25 27.5%	101 27.4%	6 46.2%	8 29.6%	29 29.3%	102 28.8%	2 40.0%	7 17.1%
4. 執行事務局		5 4.8%		5 1.3%		5 5.5%		4 1.1%		0 0.0%
5. その他	1 1.0%	2 0.5%	1 1.1%	2 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41

- ・監査等委員会における議事の原案作成者は「1. 社内監査等委員」が最も多く6割以上を占めている。「3. 監査等委員会事務局」は3割弱である。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では監査委員会事務局が原案を作成する割合が9割を超えるのに対し、社内監査役が7割弱を占め、監査役会事務局が2割強の監査役(会)設置会社に傾向としては近い(監査役(会)設置会社版問 2-2、指名委員会等設置会社版問 2-2 参照)。

問 3-1 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の有無

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. いる	63	222	54	205	9	17	60	205	3	17
	60.6%	56.2%	59.3%	55.7%	69.2%	63.0%	60.6%	57.9%	60.0%	41.5%
2. いない	41	173	37	163	4	10	39	149	2	24
	39.4%	43.8%	40.7%	44.3%	30.8%	37.0%	39.4%	42.1%	40.0%	58.5%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員会スタッフを設置する会社が半数を超えているが、前回から4.4ポイント減少して56.2%となっており、全会社区分において減少している。特に大会社以外では18.5ポイント減少して半数以下となっている。43.6%の監査役(会)設置会社よりは割合が高いが、スタッフの配置が94.4%の指名委員会等設置会社に比べると、同じ委員会型とはいえ、十分に配置されていない懸念がある(監査役(会)設置会社版問3-1、指名委員会等設置会社版問3-1①参照)。

問 3-2 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の人数

①スタッフ設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
専属スタッフのみ の会社	16	57	12	52	4	5	16	55	0	2
	25.4%	25.7%	22.2%	25.4%	44.4%	29.4%	26.7%	26.8%	0.0%	11.8%
専属スタッフと兼 任スタッフがいる 会社	2	15	2	15	0	0	2	15	0	0
	3.2%	6.8%	3.7%	7.3%	0.0%	0.0%	3.3%	7.3%	0.0%	0.0%
兼任スタッフのみ の会社	45	150	40	138	5	12	42	135	3	15
	71.4%	67.6%	74.1%	67.3%	55.6%	70.6%	70.0%	65.9%	100.0%	88.2%
回答社数	63	222	54	205	9	17	60	205	3	17
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼任スタッフのみの会社が7割弱を占めている。各選択肢とも監査役(会)設置会社とはほぼ同じであり、専属スタッフが72.2%の会社で存在する指名委員会等設置会社とは明らかに状況が異なる(監査役(会)設置会社版問3-2①、指名委員会等設置会社版問3-1②参照)。

②設置状況別スタッフ数平均

(平均人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
		2015年	2016年								
スタッフ設置あり	専属スタッフ	0.46	0.61	0.46	0.60	0.44	0.65	0.48	0.64	0.00	0.24
	兼務スタッフ	1.32	1.39	1.43	1.42	0.67	1.00	1.33	1.42	1.00	1.06
	スタッフ合計	1.78	2.00	1.89	2.03	1.11	1.65	1.82	2.06	1.00	1.29
専属スタッフ のみの会社	スタッフ合計	1.69	2.00	1.92	1.98	1.00	2.20	1.69	2.00	0.00	2.00
専属スタッフと 兼任スタッフ がいる会社	専属スタッフ	1.00	1.40	1.00	1.40	0.00	0.00	1.00	1.40	0.00	0.00
	兼務スタッフ	1.00	2.20	1.00	2.20	0.00	0.00	1.00	2.20	0.00	0.00
	スタッフ合計	2.00	3.60	2.00	3.60	0.00	0.00	2.00	3.60	0.00	0.00
兼任スタッフ のみの会社	スタッフ合計	1.80	1.84	1.88	1.88	1.20	1.42	1.86	1.91	1.00	1.20

・平均スタッフ数は監査役設置会社と異なり専属、兼務共微増しているが、全体の傾向としては総スタッフ平均4人以上の指名委員会等設置会社より監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 3-2 ②、指名委員会等設置会社版問 3-1②参照)。

問 3-3 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)の兼務部署

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. 総務系	15	51	14	47	1	4	14	45	1	6
	18.1%	16.5%	18.2%	16.1%	16.7%	23.5%	17.5%	15.5%	33.3%	33.3%
2. 法務系	3	25	3	25	0	0	3	24	0	1
	3.6%	8.1%	3.9%	8.6%	0.0%	0.0%	3.8%	8.2%	0.0%	5.6%
3. 経理・財務系	6	17	5	15	1	2	5	16	1	1
	7.2%	5.5%	6.5%	5.1%	16.7%	11.8%	6.3%	5.5%	33.3%	5.6%
4. 経営企画系	11	29	9	23	2	6	10	24	1	5
	13.3%	9.4%	11.7%	7.9%	33.3%	35.3%	12.5%	8.2%	33.3%	27.8%
5. 内部監査部門 系	44	176	42	172	2	4	44	171	0	5
	53.0%	57.0%	54.5%	58.9%	33.3%	23.5%	55.0%	58.8%	0.0%	27.8%
6. その他	4	11	4	10	0	1	4	11	0	0
	4.8%	3.6%	5.2%	3.4%	0.0%	5.9%	5.0%	3.8%	0.0%	0.0%
合計人数	83	309	77	292	6	17	80	291	3	18
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・兼務スタッフは、内部監査部門系のスタッフが多く、前回から4.0ポイント増加し、57.0%となっている。総務系のスタッフが一定数存在することは監査役(会)設置会社の場合と同様であるが、監査役(会)設置会社の場合とは異なり法務系のスタッフが上場会社、大会社においてそれぞれ4.7ポイント、4.4ポイント増加している。ただし、全般的に見ると監査役(会)設置会社に近い傾向にあり、内部監査部門系のスタッフとの兼務が圧倒的に多い指名委員会等設置会社とは異なる(監査役(会)設置会社版問 3-3、指名委員会等設置会社版問 3-2 参照)。

問 3-4 監査等委員会事務局スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等の有無

上段:人数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1.専属・兼務にか かわらず同意権 等がある	47 74.6%	145 65.3%	38 70.4%	133 64.9%	9 100.0%	12 70.6%	45 75.0%	133 64.9%	2 66.7%	12 70.6%
2.専属のみ同意 権等がある	7 11.1%	27 12.2%	7 13.0%	25 12.2%	0 0.0%	2 11.8%	7 11.7%	27 13.2%	0 0.0%	0 0.0%
3.ない	9 14.3%	50 22.5%	9 16.7%	47 22.9%	0 0.0%	3 17.6%	8 13.3%	45 22.0%	1 33.3%	5 29.4%
回答社数	63 100.0%	222 100.0%	54 100.0%	205 100.0%	9 100.0%	17 100.0%	60 100.0%	205 100.0%	3 100.0%	17 100.0%

- ・監査等委員会スタッフ(補助使用人)に対する人事同意権等がある会社が大半を占めているものの(合計 77.5%)、前回と比較すると 9.3 ポイントの減少となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、同意権等がないとする会社が 35.4% を占める監査役(会)設置会社よりは同意権があると言えるが、同意権等がないとする会社が 5.9% である指名委員会等設置会社には及ばない状況で、どちらかといえば監査役(会)設置会社に近い(監査役(会)設置会社版問 3-4、指名委員会等設置会社版問 3-3 参照)。

問 4-1 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

①内部監査部門設置状況別社数

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外		
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	
内部監査あり	103	390	90	364	13	26	98	350	5	40	
	99.0%	98.7%	98.9%	98.9%	100.0%	96.3%	99.0%	98.9%	100.0%	97.6%	
	内部監査専属ス タッフのみの会社	75	280	65	266	10	14	73	253	2	27
	72.1%	70.9%	71.4%	72.3%	76.9%	51.9%	73.7%	71.5%	40.0%	65.9%	
	内部監査専属ス タッフと兼任スタ ッフがいる会社	19	63	18	60	1	3	18	60	1	3
18.3%	15.9%	19.8%	16.3%	7.7%	11.1%	18.2%	16.9%	20.0%	7.3%		
内部監査兼任ス タッフのみの会社	9	47	7	38	2	9	7	37	2	10	
8.7%	11.9%	7.7%	10.3%	15.4%	33.3%	7.1%	10.5%	40.0%	24.4%		
内部監査なし	1	5	1	4	0	1	1	4	0	1	
	1.0%	1.3%	1.1%	1.1%	0.0%	3.7%	1.0%	1.1%	0.0%	2.4%	
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

・前回同様、ほぼすべての会社で内部監査部門を設置しており(全体で 98.7%)、監査役(会)設置会社(87.3%)よりは、指名委員会等設置会社(94.4%)に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 4-1①、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

②内部監査部門設置状況別スタッフ数平均

(人数)		全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
スタッフ設置 状況	スタッフ種類	2015年	2016年								
内部監査あり	専属スタッフ数	3.89	3.80	3.49	3.85	6.69	3.00	4.02	4.10	1.40	1.12
	兼務スタッフ数	0.82	0.59	0.89	0.59	0.31	0.62	0.82	0.59	0.80	0.57
	スタッフ数合計	4.71	4.38	4.38	4.44	7.00	3.62	4.84	4.69	2.20	1.70
内部監 査専属ス タッフの みの会社	スタッフ数	4.48	4.50	3.89	4.49	8.30	4.64	4.52	4.82	3.00	1.52
内部監 査専属ス タッフと 兼任スタ ッフがい る会社	専属スタッフ数	3.42	3.51	3.39	3.47	4.00	4.33	3.56	3.62	1.00	1.33
	兼務スタッフ数	3.53	2.19	3.67	2.25	1.00	1.00	3.67	2.20	1.00	2.00
	スタッフ数合計	6.95	5.70	7.06	5.72	5.00	5.33	7.22	5.82	2.00	3.33
内部監 査兼任ス タッフの みの会社	スタッフ数	1.89	1.94	2.00	2.05	1.50	1.44	2.00	2.00	1.50	1.70

・内部監査部門スタッフの平均人数は全体で 4.38 人であり、前回から 0.33 人の減少となっている。指名委員会等設置会社の場合(31.21人)だけでなく、監査役(会)設置会社の場合(5.00人)より少ない(監査役(会)設置会社版問 4-1②、指名委員会等設置会社版問 4-1 参照)。

問 4-2 内部監査部門等の部門長の役職(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 取締役	27	24	3	25	2
	6.9%	6.6%	11.5%	7.1%	5.0%
2. 部長職	245	229	16	227	18
	62.8%	62.9%	61.5%	64.9%	45.0%
3. その他	118	111	7	98	20
	30.3%	30.5%	26.9%	28.0%	50.0%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 部長職」の割合が最も高く、全体の 6 割以上を占めている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計とも最も多いのが部長職であるが、指名委員会等設置会社の場合は「取締役又は執行役」が 3 割弱あるのに対し、監査役(会)設置会社では取締役が 9.9%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向を示している(監査役(会)設置会社版問 4-2、指名委員会等設置会社版問 4-2 参照)。

問 4-3 監査等委員会による内部監査部門等の部門長への人事同意権の有無

	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015 年	2016 年								
1. 人事同意権がある	28	76	26	70	2	6	26	70	2	6
	27.2%	19.5%	28.9%	19.2%	15.4%	23.1%	26.5%	20.0%	40.0%	15.0%
2. 人事同意権はないが、意見を表明している	75	132	64	127	11	5	72	118	3	14
	72.8%	33.8%	71.1%	34.9%	84.6%	19.2%	73.5%	33.7%	60.0%	35.0%
3. 人事同意権はなく、意見も表明していない	182	182	167	167	15	15	162	162	20	20
	46.7%	46.7%	45.9%	45.9%	57.7%	57.7%	46.3%	46.3%	50.0%	50.0%
回答社数	103	390	90	364	13	26	98	350	5	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では人事同意権を有する会社の比率が 7.7 ポイント減少しているものの、何らかの形で監査等委員会が内部監査部門等の部門長の人事に関与している会社が全体の過半数(53.3%)を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、人事同意権ということでは、26.5%を占める指名委員会等設置会社が最も多く、監査役(会)設置会社は 6.0%しかない。一方、ある程度の関与の観点からは、監査等委員会設置会社が、監査役(会)設置会社(38.1%)、指名委員会等設置会社(44.1%)よりも高い比率を示している(監査役(会)設置会社版問 4-3、指名委員会等設置会社版問 4-3 参照)。

問 4-4 監査等委員会による内部監査部門等への指示等(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社内規則で権限が規定されており、その権限を行使したことがある	122	113	9	116	6
	31.3%	31.0%	34.6%	33.1%	15.0%
2. 社内規則で権限が規定されているが、その権限を行使したことはない	105	100	5	91	14
	26.9%	27.5%	19.2%	26.0%	35.0%
3. 社内規則で権限は規定されていないが、依頼をしたことがある	136	127	9	118	18
	34.9%	34.9%	34.6%	33.7%	45.0%
4. 社内規則で権限は規定されておらず、依頼をしたこともない	25	22	3	23	2
	6.4%	6.0%	11.5%	6.6%	5.0%
5. その他	2	2	0	2	0
	0.5%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・過半数の会社において社内規則で権限が規定されており(58.2%)、規定の有無を問わず、依頼をしたことがある会社は全体の 66.2%を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社内規則で権限が規定されている監査役(会)設置会社は 34.2%で、指名委員会等設置会社では 73.5%であった。社内規則の有無を問わず、依頼をしたことのある会社は、監査役(会)設置会社で 66.3%、指名委員会等設置会社で 79.4%と、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間位置づけられる(監査役(会)設置会社版問 4-4、指名委員会等設置会社版問 4-4 参照)。

問 4-5 内部監査部門等の組織上の位置付け(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社長に直属している	325	303	22	287	38
	83.3%	83.2%	84.6%	82.0%	95.0%
2. その他の取締役等に直属している	22	19	3	21	1
	5.6%	5.2%	11.5%	6.0%	2.5%
3. 取締役会に直属している	10	9	1	10	0
	2.6%	2.5%	3.8%	2.9%	0.0%
4. 監査等委員会に直属している	25	25	0	24	1
	6.4%	6.9%	0.0%	6.9%	2.5%
5. その他	8	8	0	8	0
	2.1%	2.2%	0.0%	2.3%	0.0%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・すべての区分において「1. 社長に直属している」が8割以上を占め、大会社以外では95.0%となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、社長直属が監査役(会)設置会社では 77.0%で、指名委員会等設置会社では 64.7%であった。委員会型とはいえ、指名委員会等設置会社と同様に社長直属の比率が低くなるのではなく、監査役(会)設置会社と同様の傾向となっている(監査役(会)設置会社版問 4-5、指名委員会等設置会社版問 4-5 参照)。

問 4-6 内部監査部門等からの報告(平時)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 内部監査部門等を所管する役員 (社長が所管している場合を含む)の みに報告される	15	14	1	11	4
	3.8%	3.8%	3.8%	3.1%	10.0%
2. 取締役会のみ報告される	8	8	0	8	0
	2.1%	2.2%	0.0%	2.3%	0.0%
3. 監査等委員会のみ報告される	4	3	1	4	0
	1.0%	0.8%	3.8%	1.1%	0.0%
4. 上記「1」若しくは「2」が正式報告 先であり、監査等委員会は報告の写 送付先である	124	114	10	104	20
	31.8%	31.3%	38.5%	29.7%	50.0%
5. 監査等委員会が正式報告先であ り、上記「1」若しくは「2」は報告の写 送付先である	12	12	0	12	0
	3.1%	3.3%	0.0%	3.4%	0.0%
6. 上記「1」若しくは「2」、及び監査等 委員会ともに正式報告先である	198	185	13	182	16
	50.8%	50.8%	50.0%	52.0%	40.0%
7. その他(具体的にご記入くださ い。)	29	28	1	29	0
	7.4%	7.7%	3.8%	8.3%	0.0%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査等委員が取締役であることを勘案すると何らかの形で内部監査部門から監査等委員会に対する平時の報告がなされている会社が約 90%と大半である。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では実質的にすべての会社で監査委員会に報告されているのに対し、監査役(会)設置会社での監査役(会)への報告は 78.4%であり、中間に位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 4-6、指名委員会等設置会社版問 4-6 参照)。

問 4-6 「7. その他」の記載例

- ・往査先が正式報告先であり、内部監査部門を所管する役員(社長が所管している場合を含む)及び監査等委員会は報告の写送付先である
- ・社長のみに報告されるが、報告の際、常勤社外監査等委員が同席する。
- ・社長、常勤監査等委員、管理本部長(執行役員)、内部監査室で構成される内部統制委員会に報告される。
- ・取締役会が正式報告先であり、常勤の監査等委員が報告の写送付先である。

問 4-7 内部監査部門等からの報告(有事)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 取締役会のみで報告される	11	10	1	10	1
	2.8%	2.7%	3.8%	2.9%	2.5%
2. 取締役会及び監査等委員会に報告される	267	248	19	243	24
	68.5%	68.1%	73.1%	69.4%	60.0%
3. 監査等委員会のみで報告される	61	57	4	51	10
	15.6%	15.7%	15.4%	14.6%	25.0%
4. その他	51	49	2	46	5
	13.1%	13.5%	7.7%	13.1%	12.5%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・実質的にすべての会社で監査等委員会に報告がなされている。また、平時の報告の場合と異なり、「3. 監査等委員会のみで報告される」が全体の 15.6%となっているが、監査役(会)のみへの報告は 7.6%で、監査委員会のみへの報告は 29.4%であることから、監査役(会)設置会社と指名委員会等設置会社の間位置付けられる(監査役(会)設置会社版問 4-7、指名委員会等設置会社版問 4-7 参照)。

問 4-8 監査等委員会と内部監査部門等との連携①(内部監査部門等との調整)(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 年度監査計画について調整している	265	246	19	236	29
	67.9%	67.6%	73.1%	67.4%	72.5%
2.(個別の)監査日程について調整している	184	173	11	163	21
	47.2%	47.5%	42.3%	46.6%	52.5%
3.(個別の)監査テーマについて調整している	181	165	16	157	24
	46.4%	45.3%	61.5%	44.9%	60.0%
4. 調整はしていない	56	51	5	49	7
	14.4%	14.0%	19.2%	14.0%	17.5%
回答社数	390	364	26	350	40

・何らかの形で調整を行っている会社が 85.6%を占める。

問 4-9 監査等委員会と内部監査部門等との連携②(合同監査)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 全ての監査について合同監査を実施している	39	37	2	36	3
	10.0%	10.2%	7.7%	10.3%	7.5%
2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある	254	234	20	225	29
	65.1%	64.3%	76.9%	64.3%	72.5%
3. 合同監査を実施することはない	97	93	4	89	8
	24.9%	25.5%	15.4%	25.4%	20.0%
回答社数	390	364	26	350	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・すべての会社区分において「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が最も多いが、上場会社、大会社の方が合同監査を実施しない会社の割合が相対的に高くなっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「2. 往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が最も多いことはいずれの機関設計とも同じであるが、「3. 合同監査を実施することはない」が監査役(会)設置会社では 33.7%、指名委員会等設置会社では 47.1%であり、位置付けとしては監査役(会)設置会社と同様と見られる(監査役(会)設置会社版問 4-9、指名委員会等設置会社版問 4-9 参照)。

問 5 指名委員会・報酬委員会等に相当する(諮問)機関の設置の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 指名委員会、報酬委員会に相当するものがそれぞれ設置されている	40	40	0	39	1
	10.1%	10.9%	0.0%	11.0%	2.4%
2. 指名委員会、報酬委員会に相当する機能を併せ持つものが設置されている	41	40	1	40	1
	10.4%	10.9%	3.7%	11.3%	2.4%
3. 指名委員会に相当するもののみが設置されている	2	2	0	2	0
	0.5%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%
4. 報酬委員会に相当するもののみが設置されている	12	11	1	11	1
	3.0%	3.0%	3.7%	3.1%	2.4%
5. 設置されていない	300	275	25	262	38
	75.9%	74.7%	92.6%	74.0%	92.7%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・指名委員会・報酬委員会等に相当する機関が設置されていない会社が全体の 75.9%と大半を占める。特に非上場会社や大会社以外では 9 割以上が非設置となっており、監査役(会)設置会社と同様の割合となっている(監査役(会)設置会社版問 5)。

II 定時株主総会に係る各種実務手続及び期末監査について

問 6-1 監査等委員選任議案の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	239	223	16	215	24
	60.5%	60.6%	59.3%	60.7%	58.5%
2. なかった	156	145	11	139	17
	39.5%	39.4%	40.7%	39.3%	41.5%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 6-2 監査等委員選任議案の決定プロセス(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社内監査等委員候補者について、 監査等委員会が提案した	5	4	1	4	1
	2.1%	1.8%	6.3%	1.9%	4.2%
2. 社外監査等委員候補者について、 監査等委員会が提案した	11	10	1	8	3
	4.6%	4.5%	6.3%	3.7%	12.5%
3. 執行部門と監査等委員会が、それ ぞれ候補者を提案し、協議・調整の上 候補者を選定した	19	18	1	15	4
	7.9%	8.1%	6.3%	7.0%	16.7%
4. 代表取締役等執行部門が候補者 を選定し、監査等委員会として同意し た	211	197	14	193	18
	88.3%	88.3%	87.5%	89.8%	75.0%
5. 当該議案が株主提案であったため 該当せず	3	3	0	2	1
	1.3%	1.3%	0.0%	0.9%	4.2%
回答社数(選任議案あり)	239	223	16	215	24

・「4. 代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査等委員会として同意した」が全体で 88.3%と大半を占め、監査等委員会が監査等委員候補者の選定に積極的に関わる選択肢 1~3 が合わせて 14.6%であるが、この数値は監査役(会)設置会社の場合とほぼ同じである(監査役(会)設置会社版問 7-2 参照)。

問 6-3 監査等委員選任議案への同意の理由(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 会計・財務に関する知見を有するから	170	161	9	155	15
	71.1%	72.2%	56.3%	72.1%	62.5%
2. 法務部門出身者だから	19	17	2	18	1
	7.9%	7.6%	12.5%	8.4%	4.2%
3. 会社の状況に通じているから	144	136	8	131	13
	60.3%	61.0%	50.0%	60.9%	54.2%
4. 営業・研究等、会社の一定の事業分野に通じているから	82	78	4	71	11
	34.3%	35.0%	25.0%	33.0%	45.8%
5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから	170	162	8	157	13
	71.1%	72.6%	50.0%	73.0%	54.2%
6. 証券取引所から導入を要請されている「独立役員」に該当するから	91	85	6	79	12
	38.1%	38.1%	37.5%	36.7%	50.0%
7. 親会社や大株主の役職員だから	16	16	0	16	0
	6.7%	7.2%	0.0%	7.4%	0.0%
8. 取引先の役職員だから	18	16	2	17	1
	7.5%	7.2%	12.5%	7.9%	4.2%
9. 当該議案が株主提案であったため該当せず	3	3	0	2	1
	1.3%	1.3%	0.0%	0.9%	4.2%
回答社数(選任議案あり)	239	223	16	215	24

・「1. 会計・財務に関する知見を有するから」と「5. 弁護士や公認会計士など法律や会計の専門家であるから」が全体の 71.1%と最も多い。これは、「3. 会社の状況に通じているから」が最も多い監査役(会)設置会社の場合と大きく異なっている(監査役(会)設置会社版問 7-3)。

問 7-1 退任取締役監査等委員の有無(複数回答可)(第 17 回新設)

(社数)	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. なかった	354 89.6%	333 90.5%	21 77.8%	319 90.1%	35 85.4%
2. 任期満了での退任があった	17 4.3%	14 3.8%	3 11.1%	13 3.7%	4 9.8%
3. 解任があった	1 0.3%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%
4. 取締役監査等委員の逝去があった	4 1.0%	2 0.5%	2 7.4%	4 1.1%	0 0.0%
5. 任期途中で辞任があった	22 5.6%	19 5.2%	3 11.1%	20 5.6%	2 4.9%
回答社数	395	368	27	354	41

・「1. なかった」の比率が監査役(会)設置会社(63.3%)に比べて高い。直近の株主総会で移行した会社を含め、移行後 2 年を経過していない会社が多いことが大きな要因であると思われる(監査役(会)設置会社版問 8-1)。

問 7-2 辞任の理由(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 役職定年等、社内規定によるもの	4 18.2%	4 21.1%	0 0.0%	4 20.0%	0 0.0%
2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの	2 9.1%	1 5.3%	1 33.3%	1 5.0%	1 50.0%
3. 合併等、会社の機関設計の変更に伴うもの	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
4. 辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの	8 36.4%	7 36.8%	1 33.3%	8 40.0%	0 0.0%
5. その他一身上の都合によるもの	10 45.5%	8 42.1%	2 66.7%	9 45.0%	1 50.0%
回答社数 (辞任ありとした会社数)	22	19	3	20	2

・回答数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、監査役(会)設置会社に比べると「2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が低く、「4. 辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」の比率が高い。「4. 辞任取締役監査等委員自身の健康上の理由によるもの」の比率が高いのは偶然と考えられるが、「2. 執行部門(子会社執行部門も含む)に戻る等、職掌の変更に伴うもの」の比率が低いのは、移行後 2 年の任期が満了する前に職掌を変更することが少ないためと考えられる(監査役(会)設置会社版問 8-2 参照)。

問 7-3 辞任の理由の開示(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	5	5	0	5	0
	22.7%	26.3%	0.0%	25.0%	0.0%
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	3	1	2	2	1
	13.6%	5.3%	66.7%	10.0%	50.0%
3. 事業報告に記載し、株主総会で述べた	1	1	0	0	1
	4.5%	5.3%	0.0%	0.0%	50.0%
4. 事業報告記載も株主総会陳述も行わなかった	13	12	1	13	0
	59.1%	63.2%	33.3%	65.0%	0.0%
回答社数	22	19	3	20	2
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体の数が少ないため、傾向を捉えるのは難しいが、全体で 40.9%の会社において何らかの形で辞任の理由が開示されており、監査役(会)設置会社の場合に比べて開示が行われている割合が大きい(監査役(会)設置会社版問 8-3 参照)。

問 8 「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」の事業報告への記載の有無とその内容(公開会社のみ)(第 17 回新設)

①「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」記載の有無(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
記載あり	358	354	4	332	26
	95.5%	96.2%	57.1%	95.7%	92.9%
記載なし	17	14	3	15	2
	4.5%	3.8%	42.9%	4.3%	7.1%
回答社数	375	368	7	347	28
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・財務及び会計に関する知見を開示している会社は全体の 95.5%を占めている。
 ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では 88.6%、指名委員会等設置会社では 97.0%、といずれの機関設計とも多くの会社で開示されている(監査役(会)設置会社版問 9-2①、指名委員会等設置会社版問 5①参照)。

②財務及び会計の知見ありとして記載された監査等委員数別社数(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
0名	17	14	3	15	2
	4.5%	3.8%	42.9%	4.3%	7.1%
1名	72	70	2	65	7
	19.2%	19.0%	28.6%	18.7%	25.0%
2名	79	77	2	74	5
	21.1%	20.9%	28.6%	21.3%	17.9%
3名以上	207	207	0	193	14
	55.2%	56.3%	0.0%	55.6%	50.0%
回答社数	375	368	7	347	28
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者が3名以上いる会社は全体の55.2%であり、監査役(会)設置会社(43.8%)、指名委員会等設置会社(51.5%)よりも割合が大きい(監査役(会)設置会社版問9-2②、指名委員会等設置会社版問5①参照)。

③財務及び会計の知見ありとして記載された者の属性(公開会社のみ)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 常勤社内監査等委員(人)	175	174	1	168	7
	18.8%	18.8%	16.7%	19.3%	11.5%
2. 常勤社外監査等委員(人)	82	82	0	73	9
	8.8%	8.9%	0.0%	8.4%	14.8%
3. 非常勤社内監査等委員(人)	12	12	0	10	2
	1.3%	1.3%	0.0%	1.2%	3.3%
4. 非常勤社外監査等委員(人)	661	656	5	618	43
	71.1%	71.0%	83.3%	71.1%	70.5%
回答数(人)	930	924	6	869	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・知見者の属性は、「4. 非常勤社外監査等委員」が最も多く、7割以上を占める。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、いずれの機関設計ともほぼ同じ傾向を示している(監査役(会)設置会社版問9-2③、指名委員会等設置会社版問5②参照)。

④財務及び会計の知見を有する理由別/監査等委員種類別人数（公開会社のみ）

(人数)	2016年				
	常勤社内	常勤社外	非常勤社内	非常勤社外	合計
1. CFO等、財務部門役員	32	7	4	22	65
	18.3%	8.5%	33.3%	3.3%	7.0%
2. 経理・財務部門経験	54	11	1	25	91
	30.9%	13.4%	8.3%	3.8%	9.8%
3. 公認会計士・税理士等	2	8	0	238	248
	1.1%	9.8%	0.0%	36.0%	26.7%
4. 金融機関経験	19	38	3	72	132
	10.9%	46.3%	25.0%	10.9%	14.2%
5. 弁護士	0	1	0	164	165
	0.0%	1.2%	0.0%	24.8%	17.7%
6. 他社の取締役経験	7	11	3	97	118
	4.0%	13.4%	25.0%	14.7%	12.7%
7. 会計、監査論等研究者	1	0	0	5	6
	0.6%	0.0%	0.0%	0.8%	0.6%
8. その他	60	6	1	38	105
	34.3%	7.3%	8.3%	5.7%	11.3%
合計人数	175	82	12	661	930
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・知見者の経歴として、合計では「3.公認会計士・税理士等」が26.7%と最も多く、「5. 弁護士」が17.7%、「4. 金融機関経験」が14.2%と続いた。いずれも非常勤社外が中心だが、「4. 金融機関経験」は常勤社外が一定数存在する。
- ・常勤社内の場合には社内の経理・財務部門経験者が中心で、常勤社外の場合には金融機関出身者が中心となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社で「2. 経理・財務部門経験」と「3. 公認会計士・税理士等」の比率が低いことを除けば、傾向に大きな変化はない（監査役(会)設置会社版問9-2④、指名委員会等設置会社版問5③参照）。

問 9-1 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 見直しの決議(内部統制システムを変更しない旨の決議を含む)を行った	187	177	10	175	12
	47.3%	48.1%	37.0%	49.4%	29.3%
2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った	161	151	10	143	18
	40.8%	41.0%	37.0%	40.4%	43.9%
3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない	47	40	7	36	11
	11.9%	10.9%	25.9%	10.2%	26.8%
4. 内部統制システムの構築に係る取締役会決議をしていない	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 見直しの決議を行った」が全体の 47.3%と最も多く、「2. 見直しの決議は行っていないが、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討を行った」が 40.8%で続いている。大半の会社で内部統制システムに関し取締役会での検討が行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様であるが、両機関設計と比較すると、「3. 見直しの決議を行っておらず、内部統制システムの整備(構築・運用)状況に関する報告・検討も行っていない」の比率が高いのが気付きである(監査役(会)設置会社版問 10-1、指名委員会等設置会社版問 6-1 参照)。

問 9-2 内部統制システムに係る取締役会決議について見直した項目(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法 399 条の 13 1 項 1 号ハ)	80	75	5	75	5
	42.8%	42.4%	50.0%	42.9%	41.7%
2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 1 号)	126	119	7	116	10
	67.4%	67.2%	70.0%	66.3%	83.3%
3. 上記1の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 2 号)	91	85	6	84	7
	48.7%	48.0%	60.0%	48.0%	58.3%
4. 監査等委員会の上記1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 3 号)	108	102	6	98	10
	57.8%	57.6%	60.0%	56.0%	83.3%
5. 当該株式会社並びにその子会社の取締役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 4 号)	112	106	6	105	7
	59.9%	59.9%	60.0%	60.0%	58.3%
6. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 5 号)	118	112	6	108	10
	63.1%	63.3%	60.0%	61.7%	83.3%
7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 6 号)	116	110	6	106	10
	62.0%	62.1%	60.0%	60.6%	83.3%
8. 上記2~7のほか、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 1 項 7 号)	110	104	6	102	8
	58.8%	58.8%	60.0%	58.3%	66.7%
9. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 1 号)	57	51	6	53	4
	30.5%	28.8%	60.0%	30.3%	33.3%
10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 2 号)	56	51	5	52	4
	29.9%	28.8%	50.0%	29.7%	33.3%
11. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 3 号)	64	59	5	60	4
	34.2%	33.3%	50.0%	34.3%	33.3%
12. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 4 号)	48	44	4	44	4
	25.7%	24.9%	40.0%	25.1%	33.3%
13. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則 110 条の 4 2 項 5 号)	80	75	5	75	5
	42.8%	42.4%	50.0%	42.9%	41.7%
14. 財務報告の適正性を確保するための体制	29	24	5	25	4
	15.5%	13.6%	50.0%	14.3%	33.3%
15. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	31	28	3	29	2
	16.6%	15.8%	30.0%	16.6%	16.7%
16. 企業理念・企業統治に関する考え方	24	23	1	23	1
	12.8%	13.0%	10.0%	13.1%	8.3%
17. その他	16	15	1	15	1
	8.6%	8.5%	10.0%	8.6%	8.3%
回答社数	187	177	10	175	12

- ・全体で最も多かったのが「2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」で67.4%であり、2番目は「6. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」で63.1%、3番目は「7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」で62.0%であった。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「6. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」、「7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」に相当する項目は、いずれの機関設計とも高い比率を示しているが、その他は機関設計ごとに違いが出てきている(監査役(会)設置会社版問10-2、指名委員会等設置会社版問6-2参照)。

問9-3 内部統制システムに係る取締役会決議見直しの契機(第17回新設)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会の要請に基づいて見直した	20	20	0	19	1
	10.7%	11.3%	0.0%	10.9%	8.3%
2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した	85	83	2	82	3
	45.5%	46.9%	20.0%	46.9%	25.0%
3. 監査等委員会と執行部門との協議に基づいて見直した	68	62	6	63	5
	36.4%	35.0%	60.0%	36.0%	41.7%
4. その他	14	12	2	11	3
	7.5%	6.8%	20.0%	6.3%	25.0%
回答社数	187	177	10	175	12
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 執行部門の主体的な検討に基づいて見直した」が全体の45.5%と最も多く、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問10-3、指名委員会等設置会社版問6-3参照)。

問9-4 事業報告での内部統制システム構築・運用状況の開示(第17回新設)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 十分に記載されている	203	191	12	186	17
	51.4%	51.9%	44.4%	52.5%	41.5%
2. ある程度記載されている	178	168	10	159	19
	45.1%	45.7%	37.0%	44.9%	46.3%
3. 記載されていない	14	9	5	9	5
	3.5%	2.4%	18.5%	2.5%	12.2%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 十分に記載されている」が全体の51.4%と最も多く、「2. ある程度記載されている」と合わせると全体の96.5%に達し、監査役(会)設置会社で95.6%、指名委員会等設置会社の100%と同じく高い数値を示している。なお、「1. 十分に記載されている」については、監査役(会)設置会社では53.6%、指名委員会等設置会社では86.1%となっており、監査役(会)設置会社に近い数値となっている(監査役(会)設置会社版問10-4、指名委員会等設置会社版問6-4参照)。

問 10-1 監査等委員会における監査等委員会監査報告作成の審議(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1 回	146	134	12	133	13
	42.2%	41.6%	50.0%	43.0%	35.1%
2 回	137	128	9	120	17
	39.6%	39.8%	37.5%	38.8%	45.9%
3 回	46	43	3	41	5
	13.3%	13.4%	12.5%	13.3%	13.5%
4 回	7	7	0	7	0
	2.0%	2.2%	0.0%	2.3%	0.0%
5-10 回	6	6	0	5	1
	1.7%	1.9%	0.0%	1.6%	2.7%
11 回以上	4	4	0	3	1
	1.2%	1.2%	0.0%	1.0%	2.7%
回答社数	346	322	24	309	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・審議回数 1 回の会社が全体で 42.2%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社の場合審議回数 1 回の会社が最も多いのに対し、指名委員会等設置会社では 2 回が最も多く、監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問 11-1、指名委員会等設置会社版問 7-1 参照)。

問 10-2 監査等委員会監査報告作成に至るまでの監査等委員間の調整(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った	273	253	20	243	30
	69.1%	68.8%	74.1%	68.6%	73.2%
2. 一部の監査等委員のみで調整を行った	28	26	2	26	2
	7.1%	7.1%	7.4%	7.3%	4.9%
3. 事前の調整は行っていない	40	37	3	35	5
	10.1%	10.1%	11.1%	9.9%	12.2%
4. その他	56	54	2	52	4
	14.2%	14.7%	7.4%	14.7%	9.8%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」が全体の 69.1%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「1. 社外監査等委員を含め、すべての監査等委員で調整を行った」に相当する項目が監査役(会)設置会社 67.2%、指名委員会等設置会社 75.0%で、それぞれ最も多い(監査役(会)設置会社版問 11-2、指名委員会等設置会社版問 7-2 参照)。

問 10-3 監査報告における監査等委員の個別意見の付記(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	6	6	0	6	0
	1.5%	1.6%	0.0%	1.7%	0.0%
2. なかった	389	362	27	348	41
	98.5%	98.4%	100.0%	98.3%	100.0%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・個別意見の付記があった会社は全体の 1.5%とごく少数に留まっており、監査役(会)設置会社、指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 11-3、指名委員会等設置会社版問 7-3 参照)。

問 11-1 決算短信の作成の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決算短信作成会社である	371	367	4	341	30
	93.9%	99.7%	14.8%	96.3%	73.2%
2. 決算短信作成会社ではない	24	1	23	13	11
	6.1%	0.3%	85.2%	3.7%	26.8%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 11-2 決算短信の取締役会付議状況(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決議事項として付議されている	313	309	4	285	28
	84.4%	84.2%	100.0%	83.6%	93.3%
2. 報告事項として付議されている	42	42	0	40	2
	11.3%	11.4%	0.0%	11.7%	6.7%
3. 付議されていない	16	16	0	16	0
	4.3%	4.4%	0.0%	4.7%	0.0%
回答社数	371	367	4	341	30
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体の 95.7%であり、ほとんどの会社では何らかの形で取締役会に付議されている。
 ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 96.1%、指名委員会等設置会社では 85.3%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で 85.4%、指名委員会等設置会社では 52.9%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 12-2、指名委員会等設置会社版問 8-2 参照)。

問 11-3 決算短信の監査の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査している	242	241	1	220	22
	65.2%	65.7%	25.0%	64.5%	73.3%
2. 監査していない	129	126	3	121	8
	34.8%	34.3%	75.0%	35.5%	26.7%
回答社数	371	367	4	341	30
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・決算短信を作成している会社で決算短信について監査をしている会社の比率は全体の 65.2%であり、監査役(会)設置会社の 66.1%、指名委員会等設置会社の 55.9%と比べるとほぼ同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 12-3、指名委員会等設置会社版問 8-3 参照)。

問 11-4 決算短信の監査の内容(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	93	92	1	85	8
	38.4%	38.2%	100.0%	38.6%	36.4%
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	158	157	1	143	15
	65.3%	65.1%	100.0%	65.0%	68.2%
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	164	163	1	147	17
	67.8%	67.6%	100.0%	66.8%	77.3%
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	140	139	1	128	12
	57.9%	57.7%	100.0%	58.2%	54.5%
回答社数	242	241	1	220	22

・「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が全体の 67.8%と最も多い。「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」も 65.3%と拮抗している。監査役(会)設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 72.0%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が 61.8%、指名委員会等設置会社では、「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 52.6%、「3. 決算短信のうち財務情報を監査した」が 63.2%となっている。指名委員会等設置会社の場合は前々回の調査で「2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が 66.7%であったことも併せ勘案すると、指名委員会等設置会社に近い傾向があると考えられる(監査役(会)設置会社版問 12-4、指名委員会等設置会社版問 8-4 参照)。

問 12-1 有価証券報告書の作成の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
有報作成会社である	376	368	8	347	29
	95.2%	100.0%	29.6%	98.0%	70.7%
有報作成会社ではない	19	0	19	7	12
	4.8%	0.0%	70.4%	2.0%	29.3%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 12-2 有価証券報告書の取締役会付議状況(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決議事項として付議されている	209	205	4	186	23
	55.6%	55.7%	50.0%	53.6%	79.3%
2. 報告事項として付議されている	90	87	3	87	3
	23.9%	23.6%	37.5%	25.1%	10.3%
3. 付議されていない	77	76	1	74	3
	20.5%	20.7%	12.5%	21.3%	10.3%
回答社数	376	368	8	347	29
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で 79.5%であり、決算短信の比率には及ばないが(問 11-2)、何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占める。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「何らかの形で取締役会に付議されている」のは監査役(会)設置会社で 75.4%、指名委員会等設置会社では 55.9%となっており、「決議事項となっている」のは、監査役(会)設置会社で 55.6%、指名委員会等設置会社では 23.5%となっており、監査役(会)設置会社に近い傾向にある(監査役(会)設置会社版問 13-2、指名委員会等設置会社版問 9-2 参照)。

問 12-3 有価証券報告書の提出時期(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 定時株主総会の終了前に提出した	3	3	0	3	0
	0.8%	0.8%	0.0%	0.9%	0.0%
2. 定時株主総会の終了後に提出した	373	365	8	344	29
	99.2%	99.2%	100.0%	99.1%	100.0%
回答社数	376	368	8	347	29
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・定時総会の終了前に提出した会社の割合は 0.8%で、株主総会終了後に提出する会社が大半を占めており、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問 13-3、指名委員会等設置会社版問 9-3①参照)。

問 12-4 有価証券報告書の株主総会前提出会社の提出時期(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1 日～5 日前	2	2	0	2	0
	66.7%	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%
6 日～10 日前	1	1	0	1	0
	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%
11 日以上前	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回答社数	3	3	0	3	0
	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

・株主総会前に有価証券報告書を提出している会社はすべて、株主総会前 10 日以内に提出している。

問 12-5 有価証券報告書の監査の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査している	250	247	3	224	26
	66.5%	67.1%	37.5%	64.6%	89.7%
2. 監査していない	126	121	5	123	3
	33.5%	32.9%	62.5%	35.4%	10.3%
回答社数	376	368	8	347	29
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・有価証券報告書について監査をしている会社の比率は全体の 66.5%であり、監査役(会)設置会社の 67.8%、指名委員会等設置会社の 67.6%と比べると同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 13-5、指名委員会等設置会社版問 9-5 参照)。

問 12-6 有価証券報告書の監査の内容(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	123	122	1	113	10
	49.2%	49.4%	33.3%	50.4%	38.5%
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	151	148	3	134	17
	60.4%	59.9%	100.0%	59.8%	65.4%
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	162	160	2	145	17
	64.8%	64.8%	66.7%	64.7%	65.4%
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	170	169	1	155	15
	68.0%	68.4%	33.3%	69.2%	57.7%
回答社数	250	247	3	224	26

・財務情報の監査が最も多い決算短信の場合とは異なり(問 11-4)、有価証券報告書の場合は「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が 68.0%と最も多い。「4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した」が、監査役(会)設置会社では 68.0%、指名委員会等設置会社では 73.9%、とそれぞれ最も多く同様の傾向を示している(監査役(会)設置会社版問 13-6、指名委員会等設置会社版問 9-6 参照)

<参考>

決算短信と有価証券報告書の監査状況別社数(問 11-3、問 12-5 のクロス集計)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
短信も有報も監査する	213	213	0	192	21
	57.6%	58.0%	0.0%	56.3%	72.4%
短信は監査するが有報は監査しない	28	28	0	28	0
	7.6%	7.6%	0.0%	8.2%	0.0%
短信は監査しないが有報は監査する	35	34	1	30	5
	9.5%	9.3%	33.3%	8.8%	17.2%
短信も有報も監査しない	94	92	2	91	3
	25.4%	25.1%	66.7%	26.7%	10.3%
回答社数	370	367	3	341	29
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・全体では、決算短信、有価証券報告書共に監査を行う会社の比率が 57.6%と最も多く、数値の傾向は監査役(会)設置会社とほぼ同様である。

問 13-1 株主総会における監査等委員会からの口頭報告の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 行った	333	318	15	301	32
	84.3%	86.4%	55.6%	85.0%	78.0%
2. 行わなかった	62	50	12	53	9
	15.7%	13.6%	44.4%	15.0%	22.0%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員からの口頭報告を行った会社は全体の 84.3%と大半を占めており、監査役(会)設置会社の 84.3%と同じレベルで、指名委員会等設置会社の 94.4%と比べると低く、上場会社の比率を見ると、監査等委員会設置会社が 86.4%に留まっているのに対し、監査役(会)設置会社では 97.6%、指名委員会等設置会社では 94.1%となっており、両機関設計より低い数値となっている(監査役(会)設置会社版問 14-1、指名委員会等設置会社版問 10-1 参照)。

問 13-2 株主総会における監査等委員会に関連した質問の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 質問があった	29	28	1	28	1
	7.3%	7.6%	3.7%	7.9%	2.4%
2. 質問はなかった	366	340	26	326	40
	92.7%	92.4%	96.3%	92.1%	97.6%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・監査等委員に関連した質問があった会社は全体で 7.3%であり、指名委員会等設置会社の 8.3%に比べると少ないものの、監査役(会)設置会社の 4.1%に比べると多くなっている(監査役(会)設置会社版問 14-2、指名委員会等設置会社版問 10-2 参照)。

問 13-3 株主総会における監査等委員会に関連した質問の内容(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 重点監査項目について	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
2. 実査・往査について	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
3. 企業集団の監査、子会社の調査について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 監査体制について	4	3	1	4	0
	13.8%	10.7%	100.0%	14.3%	0.0%
5. 経営者と監査役との意思疎通の状況について	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
6. 取締役会への出席について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. 会計監査人の監査結果について	4	3	1	4	0
	13.8%	10.7%	100.0%	14.3%	0.0%
8. 会計監査人の独立性について	2	2	0	2	0
	6.9%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%
9. 会計監査人との連携について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 監査等委員会の運営・議題について	2	1	1	2	0
	6.9%	3.6%	100.0%	7.1%	0.0%
11. 社外監査等委員の独立性について	2	1	1	2	0
	6.9%	3.6%	100.0%	7.1%	0.0%
12. 社外監査等委員の役割や意思疎通の状況等について	3	3	0	2	1
	10.3%	10.7%	0.0%	7.1%	100.0%
13. 監査等委員の任期(含む重任、期中辞任)・員数・兼任状況について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
14. 補欠監査等委員の選任について	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
15. 監査等委員の監査結果について	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
16. 監査等委員の財務・会計に関する知見について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17. 役員報酬について	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18. 監査等委員会監査報告の記載内容について	2	2	0	2	0
	6.9%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%
19. その他	1	1	0	1	0
	3.4%	3.6%	0.0%	3.6%	0.0%
回答社数	17	16	1	17	0

比率は問 13-2 で選択肢 1(質問があった)回答社数に占める割合
 ・全体として少数に留まるものの、「4. 監査体制について」と「7. 会計監査人の監査結果について」が 13.8%と最も多い。

問 13-4 株主総会における監査等委員に関する質問への回答(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員が回答した	24	23	1	24	0
	82.8%	82.1%	100.0%	85.7%	0.0%
2. 監査等委員は回答しなかった	5	5	0	4	1
	17.2%	17.9%	0.0%	14.3%	100.0%
回答社数	29	28	1	28	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員が回答した」が全体の 82.8%を占めているが、件数が少数に留まるため傾向を判断することは難しい。

Ⅲ 取締役会の状況と監査等委員会の日常活動について

問 14-1 取締役会の年間の開催数及び議案数(第 17 回新設)

(平均)	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
開催数(回)	14.48	14.47	14.56	14.32	15.78
決議事項(件)	38.00	37.95	38.78	37.84	39.27
報告事項(件)	37.43	37.18	40.91	37.76	34.68

- すべての会社区分において開催数及び議案数に目立った差はない。
- 監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、全体としては監査役(会)設置会社と大きな差はないが、指名委員会等設置会社では決議事項が少なく、報告事項が多い傾向がある。また、上場会社と非上場会社で数値に差があった監査役(会)設置会社の場合と異なる傾向が出ている(監査役(会)設置会社版問 15-1、指名委員会等設置会社版問 12-1 参照)。

問 14-2 取締役会付議事項(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 会社法 399 条の 13 5 項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	76	72	4	74	2
	19.2%	19.6%	14.8%	20.9%	4.9%
2. 会社法 399 条の 13 6 項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任している	143	136	7	134	9
	36.2%	37.0%	25.9%	37.9%	22.0%
3. 会社法 399 条の 13 5 項もしくは会社法 399 条の 13 6 項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいないが、法定事項に絞り込む傾向がある	25	24	1	25	0
	6.3%	6.5%	3.7%	7.1%	0.0%
4. 会社法 399 条の 13 5 項もしくは会社法 399 条の 13 6 項に基づき重要な業務執行の決定を取締役に委任してはいないが、「重要」、「多額」の解釈を変更して絞り込む傾向がある	57	54	3	54	3
	14.4%	14.7%	11.1%	15.3%	7.3%
5. 変化はない	165	149	16	138	27
	41.8%	40.5%	59.3%	39.0%	65.9%
6. その他(自由記載)	7	7	0	6	1
	1.8%	1.9%	0.0%	1.7%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41

- 最も多いのは「5. 変化はない」で全体の 41.8%であるが、監査役(会)設置会社では 80.0%であったのと比較すると何らかの変化のあった割合が多くなっており、監査等委員会設置会社への移行を契機に業務執行の決定を取締役に委任する会社はかなりあるものと思われる(監査役(会)設置会社版問 15-2 参照)。

問 14-2 「6. その他」の記載例

- ・会社法 399 条の 13、6 項の委任を可能とする定款規程があるが、その委任は現時点ではしていない。
- ・会社法 399 条の 13 4 項の事項を取締役決議事項から除いている。
- ・重要な業務執行の決定を取締役に委任可能であると決議したが、該当業務、その範囲などは決定していない。取締役会で決議する。

問 14-3 取締役会の平均所要時間(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 1 時間未満	85	77	8	70	15
	21.5%	20.9%	29.6%	19.8%	36.6%
2. 1 時間以上～2 時間未満	216	200	16	196	20
	54.7%	54.3%	59.3%	55.4%	48.8%
3. 2 時間以上～3 時間未満	71	68	3	66	5
	18.0%	18.5%	11.1%	18.6%	12.2%
4. 3 時間以上～4 時間未満	21	21	0	20	1
	5.3%	5.7%	0.0%	5.6%	2.4%
5. 4 時間以上	2	2	0	2	0
	0.5%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 1 時間以上～2 時間未満」が全体の 54.7%と最も多いのは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 15-3、指名委員会等設置会社版問 12-2 参照)。
- ・上場会社で所要時間が長くなる傾向がある点は監査役(会)設置会社と同様である。

問 14-4 取締役会の運営の変化(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 自己評価の実施	156	153	3	152	4
	39.5%	41.6%	11.1%	42.9%	9.8%
2. 資料の事前送付	296	274	22	271	25
	74.9%	74.5%	81.5%	76.6%	61.0%
3. 事前説明の実施(社外取締役など一部を対象とする場合を含む)	172	161	11	164	8
	43.5%	43.8%	40.7%	46.3%	19.5%
4. 特になし	47	45	2	36	11
	11.9%	12.2%	7.4%	10.2%	26.8%
5. その他	15	14	1	11	4
	3.8%	3.8%	3.7%	3.1%	9.8%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・コーポレートガバナンス・コードで言及されている取締役会の自己評価を行っている会社が上場会社でも 4 割強に留まっている。一方、資料の事前送付は上場会社では 7 割以上が実施している。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化ありとする選択肢 1~3 の回答がいずれも 8 割を超える指名委員会等設置会社とは異なり、監査役(会)設置会社と同様の傾向が見られる(監査役(会)設置会社版問 15-4、指名委員会等設置会社版問 12-3 参照)。

問 14-4 「5. その他」の記載例

- ・16 年 7 月より新たに経営会議を月 1 回開催し、従来取締役会付議事項であった議題について、一定の基準に基づいて、経営会議付議に変更した。この変更に伴い、取締役会開催を月 2 回から 1 回に減らした。
- ・常勤監査等委員が部長会(週次 3 回)に出席、執行役員会等重要会議に出席し、非常勤監査等委員とは週 1 回は出社していただき、状況報告、協議を行っていることで、事前情報は理解していただいている。非常勤社外取締役とは 3 ヶ月に 1 度連携意見交換会で状況説明を行っている。

問 14-5 取締役会出席に際しての事前の情報提供(経路)(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 経営幹部から	161	152	9	143	18
	40.8%	41.3%	33.3%	40.4%	43.9%
2. 事前に定められた担当取締役から	126	118	8	117	9
	31.9%	32.1%	29.6%	33.1%	22.0%
3. 監査等委員会事務局スタッフから(他部門からの情報収集を指示した場合を含む)	30	27	3	30	0
	7.6%	7.3%	11.1%	8.5%	0.0%
4. 取締役会事務局など執行側事務局から	194	177	17	178	16
	49.1%	48.1%	63.0%	50.3%	39.0%
5. 内部監査部門から	56	52	4	51	5
	14.2%	14.1%	14.8%	14.4%	12.2%
6. 内部監査部門以外の管理部門から	41	40	1	39	2
	10.4%	10.9%	3.7%	11.0%	4.9%
7. 担当営業部門から	38	38	0	38	0
	9.6%	10.3%	0.0%	10.7%	0.0%
8. 特になし	35	35	0	32	3
	8.9%	9.5%	0.0%	9.0%	7.3%
9. その他	28	27	1	23	5
	7.1%	7.3%	3.7%	6.5%	12.2%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・「4. 取締役会事務局など執行側事務局から」が全体の 49.1%と最も多く、次いで「1. 経営幹部から」が 40.8%、「2. 事前に定められた担当取締役から」が 31.9%となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「4. 取締役会事務局など執行側事務局から」が、監査役(会)設置会社では 48.3%で、指名委員会等設置会社では 75.0%となっており、監査役(会)設置会社と同様の傾向が見られる。ただし、「8. 特になし」の比率は監査役(会)設置会社に比べ低い(16.0%) (監査役(会)設置会社版問 15-5、指名委員会等設置会社版問 12-4 参照)。

問 14-5 「9. その他」の記載例

- ・取締役会の開催前に経営会議が開催され、議案等はそこで説明、審議される。
- ・取締役会附議議案は1週間前の経営会議(取締役ではない執行役員も出席)にて事前審議がなされている。また、取締役会並びに経営会議の付議・報告資料は、各々の会議の数日前から社内情報システムの役員専用ページに掲載されている。
- ・各所轄部門から情報の収集は行っている。

問 14-6 取締役会出席に際しての事前の情報提供(監査等委員間の伝達)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会で	208	191	17	184	24
	57.8%	57.4%	63.0%	57.1%	63.2%
2. (監査等委員会を経ずに)常勤の 監査等委員から	108	102	6	101	7
	30.0%	30.6%	22.2%	31.4%	18.4%
3. その他	44	40	4	37	7
	12.2%	12.0%	14.8%	11.5%	18.4%
回答社数	360	333	27	322	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・事前の監査等委員間の情報伝達は、主に監査等委員会で行われており、「監査役会」と「常勤監査役から」が約 40%で拮抗している監査役(会)設置会社とは異なり、指名委員会等設置会社と同じ傾向にある(監査役(会)設置会社版問 15-6、指名委員会等設置会社版問 12-5 参照)。

問 14-6 「3. その他」の記載例

- ・事務局から全監査等委員に伝達される。
- ・メール配信された資料を社外監査等委員も同様に閲覧できる仕組みにしており、改めて情報を伝達することは行っていない。
- ・事務局から社内ネットに掲示されるので、各自が直接閲覧する。

問 14-7 取締役会出席に際しての事前の情報提供(開催日の平均何日前か)(第 17 回新設)

(平均日数)	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
	3.40	3.43	2.96	3.45	2.94

- ・非上場会社及び大会社以外では、事前の情報提供がやや遅い(約 0.5 日)。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、両機関設計よりやや遅い傾向にある。また、監査役(会)設置会社では上場会社及び大会社の方が遅くなっていたのとは異なる傾向が表れている(監査役(会)設置会社版問 15-7、指名委員会等設置会社版問 12-6 参照)。

問 14-8 取締役会における監査等委員の発言状況(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 議長からの求めに応じて発言している	96	90	6	88	8
	24.3%	24.5%	22.2%	24.9%	19.5%
2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している	373	347	26	334	39
	94.4%	94.3%	96.3%	94.4%	95.1%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているため、取締役会においてはあまり発言する必要がない	43	39	4	39	4
	10.9%	10.6%	14.8%	11.0%	9.8%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常的に十分なコミュニケーションが取れているわけでもなく、取締役会においてもほとんど発言していない	2	2	0	2	0
	0.5%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%
5. その他	1	1	0	0	1
	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41

・全体の 94.4%の会社で「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」となっており、監査役(会)設置会社の 82.7%と比較しても高い水準にあり、指名委員会等設置会社の 97.2%とほぼ同じレベルにある(監査役(会)設置会社版問 15-8、指名委員会等設置会社版問 12-7 参照)。取締役会における議決権を有することが、積極的な姿勢に繋がっているものと思われる。

問 14-9 取締役会における監査等委員の発言内容(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 法令・定款への遵守性	299	275	24	266	33
	75.7%	74.7%	88.9%	75.1%	80.5%
2. 経営判断原則の履行の充分性	233	214	19	211	22
	59.0%	58.2%	70.4%	59.6%	53.7%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	363	337	26	326	37
	91.9%	91.6%	96.3%	92.1%	90.2%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	249	226	23	225	24
	63.0%	61.4%	85.2%	63.6%	58.5%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	85	81	4	80	5
	21.5%	22.0%	14.8%	22.6%	12.2%
6. 同業他社における対応、それとの差異	79	76	3	73	6
	20.0%	20.7%	11.1%	20.6%	14.6%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	137	131	6	127	10
	34.7%	35.6%	22.2%	35.9%	24.4%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	212	195	17	189	23
	53.7%	53.0%	63.0%	53.4%	56.1%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	189	181	8	169	20
	47.8%	49.2%	29.6%	47.7%	48.8%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	183	178	5	169	14
	46.3%	48.4%	18.5%	47.7%	34.1%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	115	111	4	105	10
	29.1%	30.2%	14.8%	29.7%	24.4%
12. その他	20	20	0	18	2
	5.1%	5.4%	0.0%	5.1%	4.9%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、91.9%となっている。次いで、「1. 法令・定款への遵守性」が、75.7%、3 番目は「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で 63.0%となっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、監査役(会)設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」84.6%、「1. 法令・定款への遵守性」78.3%、「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」58.1%となっており、指名委員会等設置会社では「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」94.4%、「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」83.3%、「1. 法令・定款への遵守性」80.6%、となっており、どちらかという監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える。また、「10. 株主に与える影響、株主利益の視点」と「11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点」について、上場会社が非上場会社に比べて明らかに比率が高い点は、監査役(会)設置会社の場合と同様である(監査役(会)設置会社版問 15-9、指名委員会等設置会社版問 12-8 参照)。

問 15-1 取締役会以外で出席する会議(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 経営会議など経営に関する重要会議	327	305	22	297	30
	82.8%	82.9%	81.5%	83.9%	73.2%
2. 執行役員や部門長を対象とした事業の執行状況に関する会議(執行役員会議等)	210	201	9	187	23
	53.2%	54.6%	33.3%	52.8%	56.1%
3. 部長級が出席する部門内会議	101	97	4	95	6
	25.6%	26.4%	14.8%	26.8%	14.6%
4. 各種の委員会	229	214	15	209	20
	58.0%	58.2%	55.6%	59.0%	48.8%
5. 関係会社決算説明会	79	77	2	75	4
	20.0%	20.9%	7.4%	21.2%	9.8%
6. 内部監査部門の監査報告会	214	202	12	195	19
	54.2%	54.9%	44.4%	55.1%	46.3%
7. 特になし	13	12	1	10	3
	3.3%	3.3%	3.7%	2.8%	7.3%
8. その他	30	27	3	26	4
	7.6%	7.3%	11.1%	7.3%	9.8%
回答社数	395	368	27	354	41

・最も多いのは「1. 経営会議など経営に関する重要会議」であり、全体の 82.8%となっている。次いで、「4. 各種の委員会」が 58.0%、3 番目は「6. 内部監査部門の監査報告会」で 54.2%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較して傾向に大きな違いはない(監査役(会)設置会社版問 16-1、指名委員会等設置会社版問 13-1 参照)。

問 15-2 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(経路)(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 経営幹部から	94	91	3	88	6
	28.7%	29.8%	13.6%	29.6%	20.0%
2. 事前に定められた担当取締役から	66	62	4	59	7
	20.2%	20.3%	18.2%	19.9%	23.3%
3. 監査等委員会事務局スタッフから(他部門からの情報収集を指示した場合を含む)	16	14	2	15	1
	4.9%	4.6%	9.1%	5.1%	3.3%
4. 経営会議事務局など執行側事務局から	149	139	10	138	11
	45.6%	45.6%	45.5%	46.5%	36.7%
5. 内部監査部門から	31	29	2	28	3
	9.5%	9.5%	9.1%	9.4%	10.0%
6. 内部監査部門以外の管理部門から	28	27	1	28	0
	8.6%	8.9%	4.5%	9.4%	0.0%
7. 担当営業部門から	32	30	2	30	2
	9.8%	9.8%	9.1%	10.1%	6.7%
8. 特になし	77	71	6	69	8
	23.5%	23.3%	27.3%	23.2%	26.7%
9. その他	13	12	1	12	1
	4.0%	3.9%	4.5%	4.0%	3.3%
回答社数	327	305	22	297	30

- すべての会社区分において「4. 経営会議事務局など執行側事務局から」が最も多く、全体では 45.6% となっている。
- 監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、両機関設計とも「4. 経営会議事務局など執行側事務局から」が最も多いが、監査役(会)設置会社の 51.7%に対し、指名委員会等設置会社では 81.5%とかなり高い。また、指名委員会等設置会社は、「3. 監査委員会事務局スタッフから」が 22.2%と監査役(会)設置会社及び監査等委員会設置会社よりかなり高い比率となっていることを勘案すると、本設問については監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える(監査役(会)設置会社版問 16-2、指名委員会等設置会社版問 13-2 参照)。

問 15-2 「9. その他」の記載例

- 品質保証部門、開発技術部門からも情報提供があるし、こちらからも確認します。社長と同じ目線で組織全体の動向を確認し経営執行の妥当性を監視します。
- 重要な意思決定が、経営会議など取締役会以外で行われることはない。取締役会以外の場で、事前の意見調整等が行われることはありうるが、その情報入手経路等についてはケースバイケースであり、定まった経路等がある訳ではない。

問 15-3 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(監査等委員間の伝達)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会で	146	136	10	131	15
	58.4%	58.1%	62.5%	57.5%	68.2%
2. (監査等委員会を経ずに)常勤の 監査等委員から	66	61	5	63	3
	26.4%	26.1%	31.3%	27.6%	13.6%
3. その他	38	37	1	34	4
	15.2%	15.8%	6.3%	14.9%	18.2%
回答社数	250	234	16	228	22
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・取締役会の場合と同様に(問 14-6 参照)、事前の監査等委員間の情報伝達は、主に監査等委員会で
行われていることは監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会
社版間 16-3、指名委員会等設置会社版間 13-3 参照)。

問 15-4 経営会議等への出席に際しての事前の情報提供(開催日の平均何日前か)(第 17 回新設)

(平均日数)	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
	2.68	2.70	2.43	2.71	2.32

・非上場会社及び大会社以外で事前の情報提供の時期がやや遅いのは取締役会の場合と同様だが、
取締役会の場合に比べ、全体的に情報提供の時期が遅い。
・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版間 16-4、
指名委員会等設置会社版間 13-4 参照)。

問 15-5 経営会議等における監査等委員の発言状況(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 議長からの求めに応じて発言してい る	67	63	4	62	5
	20.5%	20.7%	18.2%	20.9%	16.7%
2. 議長からの求めがなくても、必要があ れば発言している	282	261	21	253	29
	86.2%	85.6%	95.5%	85.2%	96.7%
3. 代表取締役やほかの取締役と日常 的に十分なコミュニケーションが取れて いるため、経営会議等においてはあまり 発言する必要がない	37	35	2	35	2
	11.3%	11.5%	9.1%	11.8%	6.7%
4. 代表取締役やほかの取締役と日常 的に十分なコミュニケーションが取れて いるわけでもなく、経営会議等において もほとんど発言していない	4	4	0	4	0
	1.2%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%
5. その他	4	4	0	4	0
	1.2%	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%
回答社数	327	305	22	297	30

・「2. 議長からの求めがなくても、必要があれば発言している」が全体の 86.2%と最も多く、非上場会社で
は 95.5%、大会社以外では 96.7%となっている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大
きな差はない(監査役(会)設置会社版間 16-5、指名委員会等設置会社版間 13-5 参照)。

問 15-6 経営会議等における監査等委員の発言内容(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 法令・定款への遵守性	238	219	19	217	21
	72.8%	71.8%	86.4%	73.1%	70.0%
2. 経営判断原則の履行の充分性	209	192	17	189	20
	63.9%	63.0%	77.3%	63.6%	66.7%
3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)	287	267	20	261	26
	87.8%	87.5%	90.9%	87.9%	86.7%
4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点	217	200	17	199	18
	66.4%	65.6%	77.3%	67.0%	60.0%
5. 過去の類似案件における対応、それとの差異	91	84	7	85	6
	27.8%	27.5%	31.8%	28.6%	20.0%
6. 同業他社における対応、それとの差異	60	57	3	57	3
	18.3%	18.7%	13.6%	19.2%	10.0%
7. 業務執行の当・不当を質す観点	141	135	6	131	10
	43.1%	44.3%	27.3%	44.1%	33.3%
8. 予算・収益計画の進捗を質す観点	170	159	11	156	14
	52.0%	52.1%	50.0%	52.5%	46.7%
9. 経営上のリスクテイクを促す観点	167	157	10	153	14
	51.1%	51.5%	45.5%	51.5%	46.7%
10. 株主に与える影響、株主利益の視点	122	118	4	118	4
	37.3%	38.7%	18.2%	39.7%	13.3%
11. 株主以外のステーク・ホルダーの利益の視点	81	76	5	77	4
	24.8%	24.9%	22.7%	25.9%	13.3%
12. その他	19	19	0	18	1
	5.8%	6.2%	0.0%	6.1%	3.3%
回答社数	327	305	22	297	30

・最も多いのは「3. 会社に及ぼすリスクや損害の程度(リスク管理の視点)」についてであり、87.8%となっている。次いで、「1. 法令・定款への遵守性」が、72.8%、3 番目は「4. 内部統制システムの適切な構築・運用の観点」で 66.4%となっている。傾向としては取締役会の場合と同様である(問 14-9 参照)。また、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 16-6、指名委員会等設置会社版問 13-6 参照)。

問 15-7 経営会議等における監査等委員の意見による執行側提案への影響(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 執行側提案に影響を与えたことがある	98	93	5	91	7
	30.0%	30.5%	22.7%	30.6%	23.3%
2. 監査等委員は代表取締役・取締役と日常的に十分にコミュニケーションが取れており、改めて経営会議等において監査等委員が指摘しなければならない事態は生じていない	60	56	4	56	4
	18.3%	18.4%	18.2%	18.9%	13.3%
3. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえるものの、決定に影響を与えたことはない	110	103	7	98	12
	33.6%	33.8%	31.8%	33.0%	40.0%
4. 監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしているが、その指摘を真摯に受け止めてもらえない	2	2	0	2	0
	0.6%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%
5. 監査等委員が指摘しなければならないような状況は生じていない	51	46	5	46	5
	15.6%	15.1%	22.7%	15.5%	16.7%
6. その他	6	5	1	4	2
	1.8%	1.6%	4.5%	1.3%	6.7%
回答社数	327	305	22	297	30
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体では選択肢 3 が 33.6%と最も多くなっているが、選択肢 1 も 30.0%で続いており、拮抗している。
- ・「指摘を真摯に受け止めてもらえない」会社は 0.6%とほとんどなかった。傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と大きな差はない(監査役(会)設置会社版問 16-7、指名委員会等設置会社版問 13-7 参照)。

問 15-7 「1. 執行側提案に影響を与えたことがある」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的リスクを指摘したことによりスキームが変更された 等 ・経営会議のみの決定について異議を唱え、取締役会の決議事項とした。 ・重要な業務執行の決定の委任範囲の見直し(拡大) ・監査等委員会への移行に伴い、内部監査部門の強化を図る必要がある。内部監査部門の設置をお願いし実現した。 <p>(その他、具体的事例に関する記載多数あり)</p>

問 15-7 「6. その他」の記載例

<ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員は、必要に応じて経営会議等において指摘をしており、その指摘については真摯に受けとめてもらえている。但し当社の経営会議は審議機関であり、重要な決定は取締役会で行われている。

問 15-8 出席する委員会(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 指名委員会(取締役候補者対象)	43	43	0	42	1
	18.8%	20.1%	0.0%	20.1%	5.0%
2. 人事委員会(執行役員以下対象)	20	17	3	19	1
	8.7%	7.9%	20.0%	9.1%	5.0%
3. 報酬委員会	51	50	1	49	2
	22.3%	23.4%	6.7%	23.4%	10.0%
4. ガバナンス委員会	33	33	0	30	3
	14.4%	15.4%	0.0%	14.4%	15.0%
5. コンプライアンス委員会	163	150	13	148	15
	71.2%	70.1%	86.7%	70.8%	75.0%
6. 内部統制委員会	108	103	5	100	8
	47.2%	48.1%	33.3%	47.8%	40.0%
7. リスク管理委員会	145	134	11	130	15
	63.3%	62.6%	73.3%	62.2%	75.0%
8. その他	71	68	3	67	4
	31.0%	31.8%	20.0%	32.1%	20.0%
回答社数	229	214	15	209	20

- ・最も多いのは「5. コンプライアンス委員会」で全体の 71.2%となっており、次いで「7. リスク管理委員会」が 63.3%である。監査役(会)設置会社と同様の傾向で、「5. コンプライアンス委員会」の全体の比率が 56.5%の指名委員会等設置会社とは異なっている(監査役(会)設置会社版問 16-8、指名委員会等設置会社版問 13-8 参照)。
- ・「1. 指名委員会」「3. 報酬委員会」は、監査役(会)設置会社と同様、非設置の会社が大半を占めているが(問 5 参照)、両項目とも 5%に満たない監査役(会)設置会社とは異なる。

問 16-1 個別事象に対する監査等委員の対応（第 17 回新設）

将来重大な問題に発展するおそれがあると思われる事象が生じたときの監査等委員の対応別社数
（複数回答可）

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 当該事象に関する情報の収集に努めた	161	152	9	145	16
	81.3%	81.7%	75.0%	81.9%	76.2%
2. 関係する取締役から事情を聞いた	154	146	8	138	16
	77.8%	78.5%	66.7%	78.0%	76.2%
3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った	96	87	9	86	10
	48.5%	46.8%	75.0%	48.6%	47.6%
4. 当該事象の存在について、社長に対して直接報告・説明をした	79	72	7	72	7
	39.9%	38.7%	58.3%	40.7%	33.3%
5. 取締役会、経営会議等で報告・説明をした	65	59	6	60	5
	32.8%	31.7%	50.0%	33.9%	23.8%
6. 事態の推移を見守ったところ、状況が改善されたので特に対応はしなかった	22	21	1	18	4
	11.1%	11.3%	8.3%	10.2%	19.0%
7. 上記以外の対応	7	7	0	5	2
	3.5%	3.8%	0.0%	2.8%	9.5%
回答社数（「8.そのような局面に遭遇することはなかった」を除く）	198	186	12	177	21
	(50.1%)	(50.5%)	(44.4%)	(50.0%)	(51.2%)
比率は選択肢 8（そのような局面に遭遇することはなかった）を除く回答社数に対する割合					
8. そのような局面に遭遇することはなかった	197	182	15	177	20
	(49.9%)	(49.5%)	(55.6%)	(50.0%)	(48.8%)
総回答社数	395	368	27	354	41
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

選択肢 8（そのような局面に遭遇することはなかった）の比率は、総回答社数に対する割合・問題が発生した場合の対応については、「1. 当該事象に関する情報の収集に努めた」が 81.3%と最も多く、「2. 関係する取締役から事情を聞いた」が 77.8%で続いており、8 割以上の監査等委員が情報収集に努めている。また、「3. 関係する取締役に直接指摘・助言を行った」が 48.5%となっている。監査役（会）設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に大きな差はない（監査役（会）設置会社版問 17-1、指名委員会等設置会社版問 14-1 参照）。

問 16-2 社長・経営トップとの対話機会(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 1～2 回	106	100	6	98	8
	26.8%	27.2%	22.2%	27.7%	19.5%
2. 3～4 回	108	105	3	97	11
	27.3%	28.5%	11.1%	27.4%	26.8%
3. 5～10 回	69	64	5	63	6
	17.5%	17.4%	18.5%	17.8%	14.6%
4. 11 回以上	107	94	13	92	15
	27.1%	25.5%	48.1%	26.0%	36.6%
5. なし	5	5	0	4	1
	1.3%	1.4%	0.0%	1.1%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「2. 3～4 回」が全体の 27.3%と最も多いが、全体的に数値が分散している非上場会社、大会社以外では相対的に「4. 11 回以上」の比率が高く、対話機会の頻度には会社規模が影響しているものと思われる。
- ・全体的には、「4. 11 回以上」が最も多い指名委員会等設置会社とは異なり、どちらかと言えば監査役(会)設置会社と似た傾向があると言える(監査役(会)設置会社版問 17-2、指名委員会等設置会社版問 14-2 参照)。

問 16-3 業務執行取締役との情報共有(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける	137	128	9	119	18
	34.7%	34.8%	33.3%	33.6%	43.9%
2. 業務執行取締役から経営に関する重要事項について、必要に応じて報告を受ける	250	232	18	226	24
	63.3%	63.0%	66.7%	63.8%	58.5%
3. 特になし	24	22	2	21	3
	6.1%	6.0%	7.4%	5.9%	7.3%
4. その他	16	16	0	15	1
	4.1%	4.3%	0.0%	4.2%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・特に情報共有をしていない会社は 6.1%であり、ほとんどの会社で業務執行取締役との情報共有が行われている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、指名委員会等設置会社では「1. 執行役から経営に関する重要事項について、定期的に報告を受ける」が 61.1%と高いことを除き、両機関設計と大きな差異はない(監査役(会)設置会社版問 17-3、指名委員会等設置会社版問 14-3 参照)。

問 16-3 「4. その他」の記載例

- ・取締役会の報告事項の中で情報取得、共有ができる。
- ・毎週開催の経営会議等で定期的に情報は共有している。また、必要に応じ報告を受ける。
- ・業務執行取締役主催の各種会議に出席。

問 16-4 監査等委員でない社外取締役との連携(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会に出席してもらっている	43	40	3	35	8
	10.9%	10.9%	11.1%	9.9%	19.5%
2. 常勤の監査等委員が定期的に情報提供もしくは意見交換をしている	30	27	3	26	4
	7.6%	7.3%	11.1%	7.3%	9.8%
3. 常勤の監査等委員が必要に応じ情報提供もしくは意見交換をしている	62	53	9	58	4
	15.7%	14.4%	33.3%	16.4%	9.8%
4. 社外の監査等委員が情報提供もしくは意見交換をしている	22	20	2	22	0
	5.6%	5.4%	7.4%	6.2%	0.0%
5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない	43	43	0	40	3
	10.9%	11.7%	0.0%	11.3%	7.3%
6. 監査等委員でない社外取締役はいない	240	225	15	213	27
	60.8%	61.1%	55.6%	60.2%	65.9%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・監査等委員でない社外取締役を選任していない会社が過半数ではあるものの、選任されている場合には、常勤の監査等委員が情報提供もしくは意見交換を行っている場合が多い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、両機関設計共「常勤の監査役、監査委員による情報提供もしくは情報交換」が 30%超、「社外の監査役、監査委員による情報提供もしくは情報交換」が 17~25%と高く、また監査役(会)設置会社では、「5. 特に情報提供もしくは意見交換はしていない」が 36.7%と高いといった差異がある(監査役(会)設置会社版問 17-4、指名委員会等設置会社版問 14-4 参照)。

問 16-5 監査等委員でない社外取締役との情報交換等の頻度(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 1~2 回	19	17	2	19	0
	17.0%	17.0%	16.7%	18.8%	0.0%
2. 3~4 回	30	26	4	28	2
	26.8%	26.0%	33.3%	27.7%	18.2%
3. 5~10 回	26	25	1	24	2
	23.2%	25.0%	8.3%	23.8%	18.2%
4. 11 回以上	24	20	4	21	3
	21.4%	20.0%	33.3%	20.8%	27.3%
5. なし	13	12	1	9	4
	11.6%	12.0%	8.3%	8.9%	36.4%
回答社数	112	100	12	101	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体的に数値が分散している点は社長・経営トップとの対話機会の場合と同様であるが(問 16-2)、情報交換等を行っていない会社が 11.6%ある。回答数が少ないので他の機関設計との相違の有無の傾向の判断は難しい(監査役(会)設置会社版問 17-5、指名委員会等設置会社版問 14-5 参照)。

問 17-1 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供（第 17 回新設）

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	372	347	25	333	39
	94.2%	94.3%	92.6%	94.1%	95.1%
2. なかった	23	21	2	21	2
	5.8%	5.7%	7.4%	5.9%	4.9%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・すべての会社区分において担当取締役等からの事前の情報提供が行われている会社が 9 割以上を占めている。監査役(会)設置会社では、ほぼ同じ比率であるが、指名委員会等設置会社では 100%となっている(監査役(会)設置会社版問 18-1、指名委員会等設置会社版問 15-1 参照)。

問 17-2 会計監査人の報酬同意に関する担当取締役等からの情報提供の時期(複数選択可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	58	56	2	55	3
	15.6%	16.1%	8.0%	16.5%	7.7%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	129	124	5	119	10
	34.7%	35.7%	20.0%	35.7%	25.6%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	123	110	13	104	19
	33.1%	31.7%	52.0%	31.2%	48.7%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	148	136	12	137	11
	39.8%	39.2%	48.0%	41.1%	28.2%
回答社数	372	347	25	333	39

・全体としては「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 39.8%と最も多いが、続いて多いのは「2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」で 34.7%となっている。

・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階」が監査役(会)設置会社と同じレベルであり、指名委員会等設置会社は 11.1%と低い(監査役(会)設置会社版問 18-2、指名委員会等設置会社版問 15-2 参照)。

問 17-3 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の有無(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. あった	325	303	22	291	34
	82.3%	82.3%	81.5%	82.2%	82.9%
2. なかった	70	65	5	63	7
	17.7%	17.7%	18.5%	17.8%	17.1%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・会計監査人からの情報提供があった会社は、全体で82.3%となっており、全会社区分でほとんど差はない。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と傾向に相違はなく、担当取締役等からの情報提供に比べると少ないことも同様である(監査役(会)設置会社版問 18-3、指名委員会等設置会社版問 15-3 参照)。

問 17-4 会計監査人の報酬同意に関する会計監査人からの情報提供の時期(複数選択可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 報酬原案(当初案)が作成される前の段階	60	59	1	57	3
	18.5%	19.5%	4.5%	19.6%	8.8%
2. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入る前の段階	85	82	3	75	10
	26.2%	27.1%	13.6%	25.8%	29.4%
3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階	119	110	9	106	13
	36.6%	36.3%	40.9%	36.4%	38.2%
4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階	92	83	9	82	10
	28.3%	27.4%	40.9%	28.2%	29.4%
回答社数	325	303	22	291	34

- ・「3. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で具体的な折衝に入った段階」が 36.6%と最も多い。
- ・監査役(会)設置会社では「4. 報酬原案(当初案)が作成され、かつ担当取締役等と会計監査人との間で報酬額についてほぼ結論が出された段階」が 33.6%と最も多いが、選択肢 2~4 が拮抗していることは同じである。一方、指名委員会等設置会社では選択肢 4 が 65.5%と飛びぬけて多く、選択肢 2 が 10.3%と低くなっている(監査役(会)設置会社版問 18-4、指名委員会等設置会社版問 15-4 参照)。

問 17-5 執行部門と会計監査人の折衝状況の把握(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 十分把握していた	118	112	6	109	9
	29.9%	30.4%	22.2%	30.8%	22.0%
2. ある程度把握していた	249	229	20	220	29
	63.0%	62.2%	74.1%	62.1%	70.7%
3. 把握は不十分であった	20	19	1	17	3
	5.1%	5.2%	3.7%	4.8%	7.3%
4. 全く把握していなかった	8	8	0	8	0
	2.0%	2.2%	0.0%	2.3%	0.0%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 十分把握していた」と「2. ある程度把握していた」の合計は全体で 92.9%となっており、監査等委員会が執行部門と会計監査人の折衝状況の把握に努めていることがうかがえることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 18-5、指名委員会等設置会社版問 15-5 参照)。

問 17-6 会計監査人の報酬額に関する取締役会への付議状況(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 決議事項として付議されている	137	128	9	118	19
	34.7%	34.8%	33.3%	33.3%	46.3%
2. 報告事項として付議されている	86	78	8	77	9
	21.8%	21.2%	29.6%	21.8%	22.0%
3. 付議されていない	172	162	10	159	13
	43.5%	44.0%	37.0%	44.9%	31.7%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 決議事項として付議されている」と「2. 報告事項として付議されている」の合計は全体で 56.5%であり、過半数の会社で会計監査人の報酬額が取締役会に付議されている。監査役(会)設置会社とは同様であるが、「3. 付議されていない」が 72.2%の指名委員会等設置会社とは異なる状況である(監査役(会)設置会社版問 18-6、指名委員会等設置会社版問 15-6 参照)。

問 17-7 会計監査人選任議案の決定プロセス

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。原案が否決された場合は、執行側で代替案を作成させる	45	192	37	175	8	17	40	168	5	24
	43.3%	48.6%	40.7%	47.6%	61.5%	63.0%	40.4%	47.5%	100.0%	58.5%
2. 執行側で原案を作成し、それを監査等委員会で決定する。ただし、原案が否決された場合は、監査等委員会で代替案を作成する	7	35	5	33	2	2	7	29	0	6
	6.7%	8.9%	5.5%	9.0%	15.4%	7.4%	7.1%	8.2%	0.0%	14.6%
3. 原案の作成等は監査等委員会側が主導権を持って準備するが、情報の入手等については執行側を活用する	24	88	23	85	1	3	24	85	0	3
	23.1%	22.3%	25.3%	23.1%	7.7%	11.1%	24.2%	24.0%	0.0%	7.3%
4. 性質上執行側が対応すべきものを除き、原案の作成等を含め監査等委員会側が自ら準備する	13	59	12	56	1	3	13	54	0	5
	12.5%	14.9%	13.2%	15.2%	7.7%	11.1%	13.1%	15.3%	0.0%	12.2%
5. 議案決定のプロセスについては現時点では未検討で今後の課題となっている	14		13		1		14		0	
	13.5%		14.3%		7.7%		14.1%		0.0%	
6. その他	1	21	1	19	0	2	1	18	0	3
	1.0%	5.3%	1.1%	5.2%	0.0%	7.4%	1.0%	5.1%	0.0%	7.3%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・会計監査人選任議案については執行側で主導している会社(選択肢 1 及び 2)が前回から 7.5 ポイント増加し、全体で 57.5%と過半数を占めている。
- ・監査等委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)の合計は前回より 1.6 ポイント増加したものの 37.2%に留まっている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、「監査役(会)もしくは監査委員会側が主導して準備する(選択肢 3 及び 4)」が、監査役(会)設置会社で 33.0%、指名委員会等設置会社で 50.0%となっており、監査役(会)設置会社では「議案決定のプロセスを決めていない」が 27.8%あることを勘案すると議案決定のプロセスを決めている会社の中で「監査役(会)側が主導して準備する」会社の比率は高くなることとなり、監査等委員会設置会社の数値は相対的に低いと思われる(監査役(会)設置会社版問 18-7、指名委員会等設置会社版問 15-7 参照)。

問 17-8 会計監査人の選任又は再任(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 今期新たに選任した	11	8	3	8	3
	2.8%	2.2%	11.1%	2.3%	7.3%
2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した	383	360	23	346	37
	97.0%	97.8%	85.2%	97.7%	90.2%
3. その他	1	0	1	0	1
	0.3%	0.0%	3.7%	0.0%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「2. 前期から引き続き同じ会計監査人を再任した」が全体で 97.0%となっており、ほとんどの会社が再任していることは、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 18-8、指名委員会等設置会社版問 15-8 参照)。

問 17-9-1 会計監査人の再任に関する監査等委員会における審議等(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会で審議した	344	325	19	313	31
	89.8%	90.3%	82.6%	90.5%	83.8%
2. 監査等委員会で審議していないが、監査等委員間の確認を取った	31	28	3	28	3
	8.1%	7.8%	13.0%	8.1%	8.1%
3. 監査等委員会で審議しておらず、また、監査等委員間の確認も取っていない	8	7	1	5	3
	2.1%	1.9%	4.3%	1.4%	8.1%
回答社数	383	360	23	346	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会で審議した」会社は全体の 89.8%であり、大半の会社では監査等委員会での審議が行われているが、非上場会社、大会社以外ではそれぞれ全体に比べ約 10 ポイント程度低い比率となっている。「監査役(会)もしくは監査委員会で審議した」が、監査役(会)設置会社では全体で 77.2%、指名委員会等設置会社では全体で 94.3%と指名委員会等設置会社に近いが、非上場会社、大会社以外については、監査役(会)設置会社が同様の傾向を示している。これは、指名委員会等設置会社のほとんどが上場大会社であることが影響しているものと思われる(監査役(会)設置会社版問 18-9-1、指名委員会等設置会社版問 15-9-1 参照)。

問 17-9-2 会計監査人の再任に関する経営執行部からの確認依頼(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 書面で確認の依頼があった	101	96	5	91	10
	26.4%	26.7%	21.7%	26.3%	27.0%
2. 口頭で確認の依頼があった	162	151	11	146	16
	42.3%	41.9%	47.8%	42.2%	43.2%
3. 書面でも口頭でも確認の依頼はなかった	120	113	7	109	11
	31.3%	31.4%	30.4%	31.5%	29.7%
回答社数	383	360	23	346	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・書面か口頭かにかかわらず、経営執行部から確認の依頼があった会社が全体の 68.7%となっている。約 3 分の 1 の会社には依頼がないことについては、気がかりなところである。この数値は監査役(会)設置会社と同様であり、指名委員会等設置会社は 45.7%と高くなっている(監査役(会)設置会社版問 18-9-2、指名委員会等設置会社版問 15-9-2 参照)。

問 17-9-3 会計監査人の再任に関する監査等委員会の決定(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会の決定を書面で提出した	277	263	14	248	29
	72.3%	73.1%	60.9%	71.7%	78.4%
2. 監査等委員会の決定の旨を口頭で伝えた	85	78	7	80	5
	22.2%	21.7%	30.4%	23.1%	13.5%
3. 監査等委員会から決定について何も伝えなかった	21	19	2	18	3
	5.5%	5.3%	8.7%	5.2%	8.1%
回答社数	383	360	23	346	37
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・「1. 監査等委員会の決定を書面で提出した」が全体で 72.3%と最も多く、また、上場会社、大会社、大会社以外でも 7 割を超えた。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様の傾向である(監査役(会)設置会社版問 18-9-3、指名委員会等設置会社版問 15-9-3 参照)。

問 17-10 会計監査人の評価基準(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にして策定した会計監査人の評価基準を有する。	298	285	13	275	23
	75.4%	77.4%	48.1%	77.7%	56.1%
2. 日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考にせず策定した会計監査人の評価基準を有する。	21	18	3	17	4
	5.3%	4.9%	11.1%	4.8%	9.8%
3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する。	72	62	10	59	13
	18.2%	16.8%	37.0%	16.7%	31.7%
4. その他	4	3	1	3	1
	1.0%	0.8%	3.7%	0.8%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・全体としては選択肢 1 が 75.4%と最も多く、選択肢 2 と合わせると 8 割以上となる。
- ・非上場会社や大会社以外では、評価基準を有する会社の比率は相対的に低い。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、会計監査人の評価基準の策定が行われている会社の比率は、監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同じレベルにあるが、「3. 会計監査人の評価基準を策定する予定はなく、会計監査人の品質管理体制や監査活動について適宜判断する」が、監査役(会)設置会社では 24.5%と監査等委員会設置会社とあまり変わらないが、指名委員会等設置会社ではゼロである(監査役(会)設置会社版問 18-10、指名委員会等設置会社版問 15-10 参照)。

問 17-10 「4. その他」の記載例

- ・協会実務指針を参考に策定中
- ・協会実務指針を参考にして評価を実施している
- ・日本監査役協会の実務指針に加え、公認会計士協会の指針も参考にして作成したチェックリストを使用している。

問 18-1 財務報告内部統制報告書の提出会社(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 提出会社である	369	364	5	341	28
	93.4%	98.9%	18.5%	96.3%	68.3%
2. 提出会社ではない	26	4	22	13	13
	6.6%	1.1%	81.5%	3.7%	31.7%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・提出を義務付けられる上場会社ではほぼすべての会社が提出しており、提出を義務付けられていない非上場会社ではほとんどの会社が提出していないのは監査役(会)設置会社と同様である(指名委員会等設置会社は上場会社 100%、非上場会社 0%)が、非上場会社で提出している会社の比率が、監査役(会)設置会社(4.6%)に比べやや多い(監査役(会)設置会社版問 19-1、指名委員会等設置会社版問 16-1 参照)。

問 18-2 財務報告内部統制報告制度に関する監査人との連携(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査人の監査計画について報告・説明を受けた	330	325	5	308	22
	89.4%	89.3%	100.0%	90.3%	78.6%
2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査等委員会の監査計画を監査人に説明した	150	148	2	140	10
	40.7%	40.7%	40.0%	41.1%	35.7%
3. 四半期に1回以上、四半期レビュー報告聴取時などに監査人から財務報告内部統制の評価について状況報告を受けた	293	288	5	274	19
	79.4%	79.1%	100.0%	80.4%	67.9%
4. 定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「書面で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	238	236	2	224	14
	64.5%	64.8%	40.0%	65.7%	50.0%
5. 定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時点で、監査人から財務報告内部統制監査の経過報告を「口頭で」受領した(会計監査人の監査結果の一部として受領した場合を含む)	53	51	2	45	8
	14.4%	14.0%	40.0%	13.2%	28.6%
6. 監査等委員会監査報告作成後定時株主総会前に、監査人から財務報告内部統制監査の結果について報告・説明を受けた(監査人から執行部門への報告の際に取締役が立ち会った場合を含む)	107	106	1	98	9
	29.0%	29.1%	20.0%	28.7%	32.1%
回答社数	369	364	5	341	28

・全体で見ると、「監査人の監査計画作成時(選択肢1)」(89.4%)、「四半期に1回以上、四半期レビュー報告時(選択肢 3)」(79.4%)、「定時株主総会に提出する監査等委員会監査報告の作成時」(書面で受領が全体で64.5%)といった節目に大半の監査等委員会が監査人から報告を受けていることがうかがえる。他方、「2. 財務報告内部統制監査を踏まえた監査等委員会の監査計画を監査人に説明した」は40.7%と、監査等委員会から監査人への情報提供はあまり進んでいない。この傾向は監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と同様である(監査役(会)設置会社版問 19-2、指名委員会等設置会社版問 16-2 参照)。

問 19-1 監査等委員会への報告体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	61	199	51	186	10	13	57	181	4	18
	58.7%	50.4%	56.0%	50.5%	76.9%	48.1%	57.6%	51.1%	80.0%	43.9%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	36	153	34	145	2	8	36	140	0	13
	34.6%	38.7%	37.4%	39.4%	15.4%	29.6%	36.4%	39.5%	0.0%	31.7%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	7	43	6	37	1	6	6	33	1	10
	6.7%	10.9%	6.6%	10.1%	7.7%	22.2%	6.1%	9.3%	20.0%	24.4%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が全体で前回から 8.3 ポイント減少し 50.4%となっている。指名委員会等設置会社では、80.6%であり、傾向は監査役(会)設置会社と同じレベルにある。
- ・また、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が指名委員会等設置会社では 16.7%であるのに対し、監査役(会)設置会社と同じレベルの約 4割存在する(監査役(会)設置会社版問 20-2、指名委員会等設置会社版問 17-1 参照)。

問 19-2 監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	67	256	56	241	11	15	63	237	4	19
	64.4%	64.8%	61.5%	65.5%	84.6%	55.6%	63.6%	66.9%	80.0%	46.3%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	26	91	26	87	0	4	26	82	0	9
	25.0%	23.0%	28.6%	23.6%	0.0%	14.8%	26.3%	23.2%	0.0%	22.0%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	4	23	3	17	1	6	4	14	0	9
	3.8%	5.8%	3.3%	4.6%	7.7%	22.2%	4.0%	4.0%	0.0%	22.0%
4. 今後体制を構築する予定である	5		4		1		4		1	
	4.8%		4.4%		7.7%		4.0%		20.0%	
5. その他	2	25	2	23	0	2	2	21	0	4
	1.9%	6.3%	2.2%	6.3%	0.0%	7.4%	2.0%	5.9%	0.0%	9.8%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が前回から 0.4 ポイント増加して全体で 64.8%となっている。
- ・傾向としては監査役(会)設置会社に近く、指名委員会等設置会社では「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 8割弱、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 1割強であるのに対し、「1. 体制の構築も運用も十分になされている」が 6割前後、「2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が 2割強存在する(監査役(会)設置会社版問 20-3、指名委員会等設置会社版問 17-2 参照)。

問 19-3 監査等委員会の費用等に係る体制

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年								
1. 体制の構築も運用も十分になされている	85	338	76	318	9	20	82	305	3	33
	81.7%	85.6%	83.5%	86.4%	69.2%	74.1%	82.8%	86.2%	60.0%	80.5%
2. 体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない	10	37	9	34	1	3	10	34	0	3
	9.6%	9.4%	9.9%	9.2%	7.7%	11.1%	10.1%	9.6%	0.0%	7.3%
3. 体制の構築も運用も十分とはいえない	2	13	1	9	1	4	1	9	1	4
	1.9%	3.3%	1.1%	2.4%	7.7%	14.8%	1.0%	2.5%	20.0%	9.8%
4. 今後体制を構築する予定である	3		2		1		2		1	
	2.9%		2.2%		7.7%		2.0%		20.0%	
5. その他	4	7	3	7	1	0	4	6	0	1
	3.8%	1.8%	3.3%	1.9%	7.7%	0.0%	4.0%	1.7%	0.0%	2.4%
回答社数	104	395	91	368	13	27	99	354	5	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・「1. 体制の構築も運用も十分になされている」は前回から3.9ポイント増加して全体で85.6%と8割以上を占め、監査等委員会への報告体制(問 19-1)、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けない体制(問 19-2)よりも多い。
- ・「体制の構築も運用も十分になされている」が指名委員会等設置会社では97.2%と監査等委員会設置会社が下回っているが、監査役(会)設置会社の78.9%を上回っており、中間と位置づけられる。いずれの機関設計とも高い割合を有している(監査役(会)設置会社版問 20-4、指名委員会等設置会社版問 17-3 参照)。

問 19-4 内部通報制度(第 17 回新設)

	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 内部通報制度がある	392	366	26	352	40
	99.2%	99.5%	96.3%	99.4%	97.6%
2. 内部通報制度はない	3	2	1	2	1
	0.8%	0.5%	3.7%	0.6%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 19-5 監査等委員会への通報窓口の有無(第 17 回新設)

	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員会(もしくは特定の監査等委員)も内部通報の窓口の 1 つになっている	184	167	17	156	28
	46.9%	45.6%	65.4%	44.3%	70.0%
2. 監査等委員は内部通報の窓口になっていない	208	199	9	196	12
	53.1%	54.4%	34.6%	55.7%	30.0%
回答社数	392	366	26	352	40
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ・監査等委員が内部通報の窓口になっている会社は全体で 46.9%であり、半数に迫っている。監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社と比較しても高い比率である(それぞれ 31.4%、41.7%) (監査役(会)設置会社版問 20-6、指名委員会等設置会社版問 17-5 参照)。

問 20-1 監査等委員の報酬等の制度(複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 月額報酬(定額基本給+業績連動給)	7	29	7	29	0	0	7	29	0	0
	6.9%	7.5%	8.0%	8.1%	0.0%	0.0%	7.3%	8.4%	0.0%	0.0%
2. 月額報酬(定額基本給のみ)	95	355	82	329	13	26	90	314	5	41
	94.1%	92.2%	93.2%	91.6%	100.0%	100.0%	93.8%	91.3%	100.0%	100.0%
3. 賞与の支給制度	15	44	14	43	1	1	15	44	0	0
	14.9%	11.4%	15.9%	12.0%	7.7%	3.8%	15.6%	12.8%	0.0%	0.0%
4. 退職慰労金の支給制度	20	48	18	42	2	6	19	38	1	10
	19.8%	12.5%	20.5%	11.7%	15.4%	23.1%	19.8%	11.0%	20.0%	24.4%
5. スtock・オプションの支給制度	4	9	3	9	1	0	3	8	1	1
	4.0%	2.3%	3.4%	2.5%	7.7%	0.0%	3.1%	2.3%	20.0%	2.4%
回答社数	101	385	88	359	13	26	96	344	5	41

・ほとんどの会社が「2. 月額報酬(定額基本給のみ)」であることは、監査役(会)設置会社と同様で、業績連動を組み合わせる比率が高い指名委員会等設置会社の数値(78.6%)とは異なる。なお、「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は全体の12.5%であり、監査役(会)設置会社(23.0%)と指名委員会等設置会社(3.6%)の中間と位置づけられる(監査役(会)設置会社版問 21-1、指名委員会等設置会社版問 18-1 参照)。

問 20-2 監査等委員への賞与の支給(第17回新設)

(問 20-1 で3.賞与の支給制度ありと回答した会社の支給状況別社数)

上段:社数 下段:比率	2016年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 監査等委員への賞与の支給があった	33	33	0	33	0
	78.6%	80.5%	0.0%	78.6%	0.0%
2. 監査等委員への賞与の支給はなかった	9	8	1	9	0
	21.4%	19.5%	100.0%	21.4%	0.0%
回答社数	42	41	1	42	0
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

・監査等委員の賞与制度を採用している会社で実際に支給されているケースは全体の78.6%であり、指名委員会等設置会社(100%)、監査役(会)設置会社(90.3%)に比べ10~20ポイント以上低い比率となっている(監査役(会)設置会社版問 21-2、指名委員会等設置会社版問 18-2 参照)。

問 20-3 監査等委員の年額報酬額(全体)

監査等委員年額報酬額(ストック・オプション、退職慰労金を除く)のレベル別人数

全体 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	29 14.9%	29 10.0%	2 0.7%	1 0.9%	4 9.8%	102 12.9%	109 8.9%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0 0.0%	5 23.8%	7 77.8%	93 47.7%	105 36.3%	8 2.9%	18 16.5%	22 53.7%	365 46.2%	413 33.9%
3. 500万円以上～ 750万円未満	23 35.9%	6 28.6%	1 11.1%	66 33.8%	96 33.2%	21 7.5%	17 15.6%	9 22.0%	210 26.6%	257 21.1%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	35.9%	28.6%	11.1%	33.8%	33.2%	43 15.4%	19 17.4%	6 14.6%	69 8.7%	137 11.2%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	25 39.1%	5 23.8%	1 11.1%	4 2.1%	35 12.1%	54 19.4%	24 22.0%	0 0.0%	22 2.8%	100 8.2%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	39.1%	23.8%	11.1%	2.1%	12.1%	48 17.2%	8 7.3%	0 0.0%	10 1.3%	66 5.4%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	12 18.8%	4 19.0%	0 0.0%	3 1.5%	19 6.6%	35 12.5%	6 5.5%	0 0.0%	9 1.1%	50 4.1%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	18.8%	19.0%	0.0%	1.5%	6.6%	27 9.7%	10 9.2%	0 0.0%	0 0.0%	37 3.0%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	1 1.6%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%	25 9.0%	3 2.8%	0 0.0%	3 0.4%	31 2.5%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	1.6%	4.8%	0.0%	0.0%	0.7%	6 2.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.5%
11. 3,000万円以上	3 4.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.0%	10 3.6%	3 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	13 1.1%
合計人数	64 100.0%	21 100.0%	9 100.0%	195 100.0%	289 100.0%	279 100.0%	109 100.0%	41 100.0%	790 100.0%	1,219 100.0%

(上場/非上場別)

上場会社 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	21	21	2	1	4	91	98
	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	8.1%	0.8%	1.0%	10.5%	12.3%	8.6%
2. 200万円以上~ 500万円未満	0	4	7	85	96	7	17	19	342	385
	0.0%	21.1%	77.8%	49.1%	37.1%	2.7%	16.8%	50.0%	46.4%	33.9%
3. 500万円以上~ 750万円未満	22	5	1	60	88	19	14	9	201	243
	37.9%	26.3%	11.1%	34.7%	34.0%	7.3%	13.9%	23.7%	27.3%	21.4%
4. 750万円以上~ 1,000万円未満	39	17	6	67	129	39	17	6	67	129
	14.9%	16.8%	15.8%	9.1%	11.3%	14.9%	16.8%	15.8%	9.1%	11.3%
5. 1,000万円以上~ 1,250万円未満	52	23	0	19	94	52	23	0	19	94
	19.9%	22.8%	0.0%	2.6%	8.3%	19.9%	22.8%	0.0%	2.6%	8.3%
6. 1,250万円以上~ 1,500万円未満	47	8	0	10	65	47	8	0	10	65
	18.0%	7.9%	0.0%	1.4%	5.7%	18.0%	7.9%	0.0%	1.4%	5.7%
7. 1,500万円以上~ 1,750万円未満	34	6	0	5	45	34	6	0	5	45
	13.0%	5.9%	0.0%	0.7%	4.0%	13.0%	5.9%	0.0%	0.7%	4.0%
8. 1,750万円以上~ 2,000万円未満	25	10	0	0	35	25	10	0	0	35
	9.6%	9.9%	0.0%	0.0%	3.1%	9.6%	9.9%	0.0%	0.0%	3.1%
9. 2,000万円以上~ 2,500万円未満	24	3	0	2	29	24	3	0	2	29
	9.2%	3.0%	0.0%	0.3%	2.6%	9.2%	3.0%	0.0%	0.3%	2.6%
10. 2,500万円以上 ~3,000万円未満	6	0	0	0	6	6	0	0	0	6
	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
11. 3,000万円以上	3	0	0	0	3	3	0	0	0	3
	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	2.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.7%
合計人数	58	19	9	173	259	261	101	38	737	1,137
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

非上場会社 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	8	8	0	0	0	11	11
	0.0%	0.0%	0.0%	36.4%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	20.8%	13.4%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	1	0	8	9	1	1	3	23	28
	0.0%	50.0%	0.0%	36.4%	30.0%	5.6%	12.5%	100.0%	43.4%	34.1%
3. 500万円以上～ 750万円未満	1	1	0	6	8	2	3	0	9	14
						11.1%	37.5%	0.0%	17.0%	17.1%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	16.7%	50.0%	0.0%	27.3%	26.7%	4	2	0	2	8
						22.2%	25.0%	0.0%	3.8%	9.8%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	1	0	0	0	1	2	1	0	3	6
						11.1%	12.5%	0.0%	5.7%	7.3%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	1	0	0	0	1
						5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	4	0	0	0	4	1	0	0	4	5
						5.6%	0.0%	0.0%	7.5%	6.1%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	2	0	0	0	2
						11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
						5.6%	0.0%	0.0%	1.9%	2.4%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0
						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	4	1	0	0	5
						0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	6	2	0	22	30	18	8	3	53	82
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(大会社/大会社以外別)

大会社 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	23	23	2	1	4	81	88
	0.0%	0.0%	0.0%	12.6%	8.4%	0.8%	1.1%	11.4%	11.4%	8.1%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	4	7	88	99	7	13	17	317	354
	0.0%	21.1%	77.8%	48.1%	36.1%	2.7%	14.8%	48.6%	44.8%	32.4%
3. 500万円以上～ 750万円未満	22	6	1	65	94	17	10	9	200	236
	34.9%	31.6%	11.1%	35.5%	34.3%	6.5%	11.4%	25.7%	28.2%	21.6%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	39	15	5	67	126	39	15	5	67	126
	14.9%	17.0%	14.3%	9.5%	11.5%	14.9%	17.0%	14.3%	9.5%	11.5%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	49	20	0	22	91	49	20	0	22	91
	18.7%	22.7%	0.0%	3.1%	8.3%	18.7%	22.7%	0.0%	3.1%	8.3%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	47	8	0	10	65	47	8	0	10	65
	17.9%	9.1%	0.0%	1.4%	5.9%	17.9%	9.1%	0.0%	1.4%	5.9%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	35	5	0	8	48	35	5	0	8	48
	13.4%	5.7%	0.0%	1.1%	4.4%	13.4%	5.7%	0.0%	1.1%	4.4%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	25	10	0	0	35	25	10	0	0	35
	9.5%	11.4%	0.0%	0.0%	3.2%	9.5%	11.4%	0.0%	0.0%	3.2%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	25	3	0	3	31	25	3	0	3	31
	9.5%	3.4%	0.0%	0.4%	2.8%	9.5%	3.4%	0.0%	0.4%	2.8%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	6	0	0	0	6	6	0	0	0	6
	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
11. 3,000万円以上	3	0	0	0	3	10	3	0	0	13
	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	3.8%	3.4%	0.0%	0.0%	1.2%
合計人数	63	19	9	183	274	262	88	35	708	1,093
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

大会社以外 上段:社数 下段:比率	2015年					2016年				
	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計	社内 常勤	社外 常勤	社内 非常勤	社外 非常勤	合計
1. ~200万円未満	0	0	0	6	6	0	0	0	21	21
	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.6%	16.7%
2. 200万円以上～ 500万円未満	0	1	0	5	6	1	5	5	48	59
	0.0%	50.0%	0.0%	41.7%	40.0%	5.9%	23.8%	83.3%	58.5%	46.8%
3. 500万円以上～ 750万円未満	1	0	0	1	2	4	7	0	10	21
	100.0%	0.0%	0.0%	8.3%	13.3%	23.5%	33.3%	0.0%	12.2%	16.7%
4. 750万円以上～ 1,000万円未満	1	0	0	1	2	4	4	1	2	11
	100.0%	0.0%	0.0%	8.3%	13.3%	23.5%	19.0%	16.7%	2.4%	8.7%
5. 1,000万円以上～ 1,250万円未満	0	1	0	0	1	5	4	0	0	9
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	6.7%	29.4%	19.0%	0.0%	0.0%	7.1%
6. 1,250万円以上～ 1,500万円未満	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	6.7%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
7. 1,500万円以上～ 1,750万円未満	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	1.2%	1.6%
8. 1,750万円以上～ 2,000万円未満	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
9. 2,000万円以上～ 2,500万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. 2,500万円以上 ～3,000万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11. 3,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計人数	1	2	0	12	15	17	21	6	82	126
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 20-4 常勤監査等委員の月額報酬レベル

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(全体、上場/非上場別)

上段:人数 下段:比率	全体				上場				非上場			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2015年	2016年										
1. 取締役社長	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	1	27	0	4	0	23	0	3	1	4	0	1
	1.5%	9.2%	0.0%	2.3%	0.0%	8.3%	0.0%	1.9%	14.3%	25.0%	0.0%	6.3%
5. 取締役	29	96	9	29	26	93	9	28	3	3	0	1
	44.6%	32.9%	30.0%	16.6%	44.8%	33.7%	31.0%	17.6%	42.9%	18.8%	0.0%	6.3%
6. 執行役員		89		23		84		22		5		1
		30.5%		13.1%		30.4%		13.8%		31.3%		6.3%
7. 部長	26	52	3	29	24	49	3	25	2	3	0	4
	40.0%	17.8%	10.0%	16.6%	41.4%	17.8%	10.3%	15.7%	28.6%	18.8%	0.0%	25.0%
8. その他	9	26	18	90	8	25	17	81	1	1	1	9
	13.8%	8.9%	60.0%	51.4%	13.8%	9.1%	58.6%	50.9%	14.3%	6.3%	100.0%	56.3%
合計人数	65	292	30	175	58	276	29	159	7	16	1	16
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

常勤監査等委員の報酬レベル 取締役等の報酬レベル別人数(大会社/大会社以外別)

上段:人数 下段:比率	大会社				大会社以外			
	社内常勤		社外常勤		社内常勤		社外常勤	
	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年
1. 取締役社長	0	1	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. 取締役副社長	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3. 専務取締役	0	0	0	0	0	1	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
4. 常務取締役	1	27	0	4	0	0	0	0
	1.5%	9.9%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 取締役	29	90	8	26	0	6	1	3
	44.6%	32.8%	28.6%	17.6%	0.0%	33.3%	50.0%	11.1%
6. 執行役員		87		19		2		4
		31.8%		12.8%		11.1%		14.8%
7. 部長	26	48	3	23	0	4	0	6
	40.0%	17.5%	10.7%	15.5%	0.0%	22.2%	0.0%	22.2%
8. その他	9	21	17	76	0	5	1	14
	13.8%	7.7%	60.7%	51.4%	0.0%	27.8%	50.0%	51.9%
合計人数	65	274	28	148	0	18	2	27
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

IV 会社法改正の影響について

問 21-1 責任限定契約①(定款における規定の有無)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 社外役員のみを対象とした規定を設けている	99 25.1%	90 24.5%	9 33.3%	90 25.4%	9 22.0%
2. 社内監査等委員も対象とした規定を設けている	280 70.9%	263 71.5%	17 63.0%	250 70.6%	30 73.2%
3. 責任限定契約についての規定を設けていない	16 4.1%	15 4.1%	1 3.7%	14 4.0%	2 4.9%
回答社数	395 100.0%	368 100.0%	27 100.0%	354 100.0%	41 100.0%

・7割以上の会社で社内監査等委員も責任限定契約の対象とする規定が設けられている。

問 21-2 責任限定契約②(実際に締結または今後締結する予定の非業務執行役員) (複数回答可)

上段:社数 下段:比率	全体		上場		非上場		大会社		大会社以外	
	2015 年	2016 年	2015 年	2016 年	2015 年	2016 年	2015 年	2016 年	2015 年	2016 年
1. 社外取締役(監査等委員以外)	21 20.2%	107 28.2%	16 17.6%	100 28.3%	5 38.5%	7 26.9%	21 21.2%	101 29.7%	0 0.0%	6 15.4%
2. 社内取締役(監査等委員以外)	3 2.9%	37 9.8%	3 3.3%	35 9.9%	0 0.0%	2 7.7%	3 3.0%	32 9.4%	0 0.0%	5 12.8%
3. 社外非常勤の監査等委員	94 90.4%	348 91.8%	82 90.1%	325 92.1%	12 92.3%	23 88.5%	90 90.9%	314 92.4%	4 80.0%	34 87.2%
4. 社外常勤の監査等委員	16 15.4%	99 26.1%	16 17.6%	91 25.8%	0 0.0%	8 30.8%	15 15.2%	80 23.5%	1 20.0%	19 48.7%
5. 社内非常勤の監査等委員	7 6.7%	33 8.7%	7 7.7%	30 8.5%	0 0.0%	3 11.5%	7 7.1%	30 8.8%	0 0.0%	3 7.7%
6. 社内常勤の監査等委員	40 38.5%	154 40.6%	38 41.8%	144 40.8%	2 15.4%	10 38.5%	40 40.4%	145 42.6%	0 0.0%	9 23.1%
7. 定款変更のみ行い、実際の契約は締結しない	8 7.7%	17 4.5%	7 7.7%	16 4.5%	1 7.7%	1 3.8%	7 7.1%	14 4.1%	1 20.0%	3 7.7%
8. その他	1 1.0%	3 0.8%	1 1.1%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	3 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
回答社数	104	379	91	353	13	26	99	340	5	39

・すべての会社区分において「3. 社外非常勤の監査等委員」が最も多く、全体で前回から 1.4 ポイント増加して 91.8%となっている。2 番目に多いのが「6. 社内常勤の監査等委員」であり、全体で前回から 2.1 ポイント増加して 40.6%と 4 割以上に達した。また、3 番目に多いのが「1. 社外取締役(監査等委員以外)」であり、全体で前回から 8.0 ポイント増加して 28.2%であった。

・「1. 社外取締役(監査等委員以外)」を除き、指名委員会等設置会社と同じ傾向が出ている。「1. 社外取締役(監査等委員以外)」は指名委員会等設置会社で 77.1%と責任限定契約を締結するケースが多い。また、監査役、監査委員を含め、常勤もしくは社内を対象とする会社が増える傾向にある(監査役(会)設置会社版問 24-2、指名委員会等設置会社版問 20-2 参照)。

V コーポレートガバナンス・コードへの対応

問 22 コーポレートガバナンス・コードによる変化(複数回答可)(第 17 回新設)

上段:社数 下段:比率	2016 年				
	全体	上場	非上場	大会社	大会社以外
1. 株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加	64	63	1	60	4
	16.2%	17.1%	3.7%	16.9%	9.8%
2. 取締役会における審議案件の絞り込み	124	123	1	119	5
	31.4%	33.4%	3.7%	33.6%	12.2%
3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充	108	106	2	105	3
	27.3%	28.8%	7.4%	29.7%	7.3%
4. 特に変化はない	157	153	4	136	21
	39.7%	41.6%	14.8%	38.4%	51.2%
5. 非上場であり該当しない	21	0	21	11	10
	5.3%	0.0%	77.8%	3.1%	24.4%
6. その他	25	25	0	24	1
	6.3%	6.8%	0.0%	6.8%	2.4%
回答社数	395	368	27	354	41

- ・「4. 特に変化はない」は全体で 39.7%であり、過半数の会社においてコーポレートガバナンス・コードを受けた対応がなされている。
- ・監査役(会)設置会社及び指名委員会等設置会社との比較では、変化があるとの回答の中で選択肢 1～3 の比率は指名委員会等設置会社がそれぞれ 60%前後と高く、監査等委員会設置会社と監査役(会)設置会社は、「3. 職責を全うするためのトレーニングの機会の拡充」は指名委員会等設置会社とほぼ同じレベルにあるが、「株主総会以外の株主との接点・対話の機会の増加」については、指名委員会等設置会社より低い。「2. 取締役会における審議案件の絞り込み」は監査等委員会設置会社への移行理由の一つでもあり、監査等委員会設置会社が 60%を超え指名委員会設置会社と同じレベルにあるのに対し、監査役(会)設置会社は約 20 ポイント低い(監査役(会)設置会社版問 25、指名委員会等設置会社版問 21 参照)。

問 22 「6. その他」の記載例

- ・中期事業計画に重点を置いた議論の強化、社外取締役とのコミュニケーション改善
- ・コーポレートガバナンス基本方針の制定、後継者候補者リストの作成着手、取締役会実効性評価の開始、株主・投資家の意見・要望等の取締役会への報告を実施
- ・監査役会時代は実施していなかった代表取締役と監査等委員との定期ミーティングを開始した。

以上